

平成 26 年度

水 質 測 定 計 画 (案)

公共用水域の水質測定計画
地下水の水質測定計画

福 島 県

平成26年度 水質測定計画

目 次

I 公共用水域の水質測定計画

1	目的	1
2	測定期間	1
3	対象水域及び測定地点数	1
4	測定項目	1
5	測定機関	1
6	調査方法	1
7	測定方法及び報告下限値等	2
8	測定地点別測定項目	2
9	測定結果の報告	2
10	公表	2
11	その他の調査	2
12	その他	2
	別表1 対象水域及び測定地点数	3
	別表2 測定項目	5
	別表3 測定方法、報告下限値等	6
	水質異常時における測定結果表	10
	別表4 測定地点別測定項目一覧表（河川）	11
	別表5 測定地点別測定項目一覧表（湖沼）	31
	別表6 測定地点別測定項目一覧表（海域）	35
	別表7 要監視項目の測定	41
	別表8 トリハロメタン生成能の測定	42
	調査地点図 平成26年度 水質測定計画地点図	43
	水質 環境基準の水域類型指定一覧表	54
	水質汚濁に係る環境基準	62
	人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	69
	水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値	70

II 地下水の水質測定計画

1	目的	7 1
2	測定期間	7 1
3	測定機関	7 1
4	調査の種類	7 1
5	測定地点数及び測定地点	7 1
6	測定項目	7 2
7	測定方法	7 3
8	測定結果の評価	7 3
9	測定結果の報告	7 3
10	公表	7 3
11	その他	7 3
12	参考	7 4
	別表 1 平成 26 年度地下水の水質測定地点数（1 概況調査、2 継続監視調査）	7 5
	別表 2 概況調査（ローリング方式）測定地点一覧表	7 6
	別表 3 概況調査（定点方式）測定地点一覧表	7 7
	別表 4 継続監視調査 測定地点一覧表	7 8
	別表 5 測定方法及び報告下限値	8 3
	別表 6 地下水の水質汚濁に係る環境基準（地下水の汚染の有無の判断基準）	8 4
	地下水の水質測定結果表	8 5
	調査地点図 平成 26 年度 地下水の水質測定計画地点図	8 6

I 公共用水域の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の公共用水域の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

平成26年4月から平成27年3月までとする。

3 対象水域及び測定地点数

対象水域及び測定地点数は、別表1のとおりとする。

4 測定項目

測定項目は、別表2のとおりとする。

5 測定機関

測定機関は、国土交通省、福島県、福島市、郡山市、いわき市とする。

6 調査方法

調査方法は、「水質調査方法(昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通知環水管第30号)」に準拠するが、採水日及び採水部位については次のとおりとする。

(1) 採水日

採水日は、採水日前において、比較的晴天が続き水質の安定している日を選ぶものとする。

(2) 採水部位

ア 河川については、原則として流心部の表層水を採水するものとするが、河川合流点下流又は汚水流入点下流などであって、偏流の著しい場合は2点以上で採水し、それらを等量混合して1検体とする。

イ 湖沼については、原則として水域毎に定められた深度別に採水を行うものとする。ただし、大腸菌群数、プランクトン及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。

ウ 海域については、原則として表層(海面下0.5m)、下層(海面下10m)の2層で採水しこれを等量混合して1検体とする。

ただし、油分、大腸菌群数及びクロロフィルaについては表層から採水したものを検体とする。

なお、全水深が10m未満の場合は、表層のみの採水とする。

7 測定方法及び報告下限値等

測定方法及び報告下限値等は、別表3のとおりとする。

8 測定地点別測定項目

測定地点別測定項目は、別表4、別表5及び別表6のとおりとする。

9 測定結果の報告

- (1) 測定結果は、平成22年3月29日付け21環保第2143号「公共用水域水質測定結果の報告について」に基づき、福島県生活環境部長に報告するものとする。
- (2) 測定の結果、健康項目について「人の健康の保護に関する環境基準」を超える数値を検出した場合は、水質異常時における測定結果表により速やかに福島県生活環境部長に連絡するものとする。

10 公表

福島県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、平成26年度公共用水域の水質測定計画による測定結果を平成27年度中に公表するものとする。

11 その他の調査

- (1) 要監視項目の測定
要監視項目の測定については、知見の集積を図るため、別表7のとおり実施するものとする。
- (2) トリハロメタン生成能の測定
特定水道利水障害の防止のための水道水源の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づくトリハロメタン生成能の測定を、水道の取水がなされている水域又はその上流の水域で、別表8のとおり実施するものとする。

12 その他

本計画に定めのない細部事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。

対象水域及び測定地点数

水域区分	水系名	河川名 (測定地点数)	計
河川	阿賀野川	阿賀野川(6) 只見川(2) 伊南川(2) 田付川(2) 宮川(1) 旧宮川(1) 濁川(2) 押切川(1) 日橋川(1) 湯川(3) 旧湯川(1) 大塩川(1) 溷川(1) 高橋川(1) 小黒川(1) 長瀬川(1) 酸川(1) 舟津川(1) 菅川(1) 常夏川(1) 大江川(1)	21 (32)
	阿武隈川	阿武隈川(8) 広瀬川(3) 小国川(1) 産ヶ沢川(1) 東根川(1) 滝川(1) 佐久間川(1) 摺上川(2) 八反田川(1) 松川(1) 荒川(2) 須川(1) 濁川(1) 水原川(1) 女神川(1) 移川(1) 油井川(1) 鯉川(1) 六角川(1) 杉田川(1) 五百川(3) 逢瀬川(3) 藤田川(1) 桜川(1) 亀田川(1) 大滝根川(2) 谷田川(1) 牧野川(1) 笹原川(1) 滑川(1) 釈迦堂川(2) 社川(2) 今出川(1) 北須川(1) 藤野川(1) 谷津田川(1) 堀川(1) 泉川(1)	38 (56)
	那珂川	黒川(1)	1 (1)
	久慈川	久慈川(2) 川上川(1)	2 (3)
	地蔵川	地蔵川(1)	1 (1)
	小泉川	小泉川(2)	1 (2)
	宇多川	宇多川(2)	1 (2)
	真野川	真野川(2)	1 (2)
	新田川	新田川(2)	1 (2)
	太田川	太田川(1)	1 (1)
	小高川	小高川(2)	1 (2)
	請戸川	請戸川(2) 高瀬川(1)	2 (3)
	前田川	前田川(1)	1 (1)
	熊川	熊川(1)	1 (1)
	富岡川	富岡川(1)	1 (1)
	井出川	井出川(1)	1 (1)
	木戸川	木戸川(3)	1 (3)
	浅見川	浅見川(2)	1 (2)
	大久川	大久川(1) 小久川(1)	2 (2)
	境川	境川(1)	1 (1)
	夏井川	夏井川(3) 好間川(2) 新川(2) 仁井田川(2)	4 (9)
	滑津川	滑津川(1)	1 (1)
	神白川	神白川(1)	1 (1)
	藤原川	藤原川(3) 湯本川(1) 矢田川(1) 宝珠院川(1)	4 (6)
	鮫川	鮫川(2) 四時川(2) 渋川(1)	3 (5)
	蛭田川	蛭田川(2)	1 (2)
	計	94 河川 (111 水域)	143 地点

水域区分	水系名	水域名 (測定地点数)	計
湖 沼	阿賀野川	大川ダム貯水池(1) 尾瀬沼(1) 奥只見貯水池(1) 田子倉貯水池(1) 沼沢湖(1) 猪苗代湖(8) 檜原湖(3) 小野川湖(3) 秋元湖(3) 曾原湖(1) 雄国沼(1) 磐梯五色沼湖沼群(毘沙門沼)(1) 東山ダム貯水池(1) 羽鳥湖(1)	14 (27)
	阿武隈川	千五沢ダム貯水池(1) 三春ダム貯水池(1) 摺上川ダム貯水池(1)	3 (3)
	鮫 川	四時ダム貯水池(1)	1 (1)
計		18 湖沼 (18 水域) 31 地点	
海 域	相双地区 地先海域	相双地区地先海域(6) 松川浦海域(3) 相馬港及び相馬地先海域(2) 原町市地先海域(3)	4 (14)
	いわき市 地先海域	いわき市地先海域(3) 久之浜港(1) 四倉港(1) 豊間漁港(2) 江名港(1) 中之作港(1) 小名浜港(3) 常磐沿岸海域(6) 常磐沿岸海域(小名浜港沖)(2)	9 (20)
	計	13 海域 (13 水域) 34 地点	

(総括表)

94 河川	(111 水域)	143 地点
18 湖沼	(18 水域)	31 地点
13 海域	(13 水域)	34 地点
125 河川等	(142 水域)	208 地点

測定項目

区分		項目
一般調査	河川	天候（当日及び前日）、気温、水温、流量、採取位置、採取水深、干潮・満潮時刻、透視度、色相、臭気、DOの飽和率
	湖沼、海域	天候（当日及び前日）、気温、水温、採取位置、採取水深、干潮・満潮時刻、透明度、水色、臭気、DOの飽和率
生活環境項目		水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(n-ヘキサン)、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
特殊項目		フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
その他の項目		アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(EPN)、塩化物イオン、硫酸イオン、アルミニウム及びその化合物、陰イオン界面活性剤、クロロフィルa、電気伝導率、プランクトン
トリハロメタン生成能		トリハロメタン生成能、クロロホルム生成能、プロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、プロモホルム生成能
要監視項目		クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、パラジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

測定方法、報告下限値等

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告 下限値	報告下限値 未満の 記載方法	有効数字 最大桁数	有効数字 最小の位
一般調査	天候	公共用水域水質測定結果電算入力要領のコード表（以下「コード表」と略す）の天候コードによる	—	—	—	—	—
	気温	日本工業規格（以下「JIS」と略す）K0102 7.1に定める方法	℃	—	—	—	小数点以下1桁
	水温	JIS K0102 7.2に定める方法	〃	—	—	—	〃
	流量	水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号）の4の（1）のかに掲げる方法又はJIS K0094 8.4に定める方法	m ³ /sec	—	—	—	小数点以下2桁
	採取位置	コード表の採水部位コードによる	—	—	—	—	—
	干潮・満潮時刻	測定時刻前後の干潮・満潮時刻を潮位表（海上保安庁）により調べる	時分	—	—	—	—
	透視度	JIS K0102 9に定める方法を準用し、透視度計は全長1mのものを用いる	m	—	—	—	小数点以下2桁
	透明度	海洋観測指針（第1部 気象庁）に掲げる方法	m	—	—	—	小数点以下1桁
	色相	コード表の色相コードによる	m	—	—	—	—
	水色	フォーレル・ウーレ水色標準液のNo.による	—	—	—	—	—
臭気	コード表の臭気コードによる	—	—	—	—	—	
生活環境項目	pH	昭和46年12月28日環境庁告示第59号（以下「告示」と略す）に掲げる方法	—	—	—	二	小数第2位を四捨五入し、 小数点以下1桁
	DO	〃	mg/L	0.5	<0.5	2桁	小数点以下1桁
	BOD	〃	〃	0.5	<0.5	〃	〃
	COD	〃	〃	0.5	<0.5	〃	〃
	SS	〃	〃	1	<1	〃	整数（1の位）
	大腸菌群数	〃	MPN/100mL	0	0	〃	小数点以下1桁
	n-ヘキサン	〃	mg/L	0.5	<0.5	〃	〃
	全窒素	〃	〃	0.05	<0.05	〃	小数点以下2桁
	全りん	〃	〃	0.003	<0.003	〃	小数点以下3桁
	全亜鉛	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
ノニルフェノール	〃	〃	0.00006	<0.00006	〃	小数点以下5桁	
LAS	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	小数点以下4桁	
特殊項目	フェノール類	昭和49年9月30日環境庁告示第64号に掲げる方法	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
	銅	〃	〃	0.01	<0.01	〃	小数点以下2桁
	溶解性鉄	〃	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁

区分	項目	測定方法等	表示方法					
			単位	報告 下限値	報告下限値 未満の 記載方法	有効数字 最大桁数	有効数字 最小の位	
特殊項目	溶解性マンガン	昭和49年9月30日環境庁告示第64号に掲げる方法	mg/L	0.02	<0.02	2桁	小数点以下2桁	
	全クロム	〃	〃	0.05	<0.05	〃	〃	
健康項目	カドミウム	告示に掲げる方法	〃	0.0003	<0.0003	〃	小数点以下4桁	
	全シアン	〃	〃	0.1	<0.1	〃	小数点以下1桁	
	鉛	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁	
	六価クロム	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁	
	ひ素	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁	
	総水銀	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁	
	アルキル水銀	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃	
	PCB	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃	
	ジクロロメタン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁	
	四塩化炭素	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁	
	1,2-ジクロロエタン	〃	〃	0.0004	<0.0004	〃	〃	
	1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁	
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃	
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁	
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃	
	トリクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁	
	テトラクロロエチレン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	小数点以下4桁	
	1,3-ジクロロプロペン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	〃	
	チウラム	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	〃	
	シマジン	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃	
	チオベンカルブ	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁	
	ベンゼン	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃	
	セレン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		下記の測定方法により測定した硝酸イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、同様に測定した亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。(注1)	〃	0.2	<0.2	〃	小数点以下1桁
		硝酸性窒素	告示に掲げる方法	〃	0.1	<0.1	〃	〃
		亜硝酸性窒素	〃	〃	0.1	<0.1	〃	〃
	ふっ素	〃	〃	0.08	<0.08	〃	小数点以下2桁	

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数	有効数字最小の位
健康項目	ほう素	告示に掲げる方法	mg/L	0.02	<0.02	2桁	小数点以下2桁
	1,4-ジオキサン	〃	〃	0.005	<0.005	〃	小数点以下3桁
その他の項目	アンモニア性窒素	JIS K0102 42に定める方法により測定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じたもの	〃	0.1	<0.1	3桁	小数点以下1桁
	オルトリン酸態りん	JIS K0102 46.1.1に定める方法	〃	0.003	<0.003	〃	小数点以下3桁
	EPN	平成5年4月28日環水規第121号（最終改正平成11年3月12日環水管69号）	〃	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
	塩化物イオン	JIS K0102 35に定める方法	〃	2	<2	3桁	整数（1の位）
	硫酸イオン	JIS K0102 41に定める方法	〃	5	<5	〃	〃
	アルミニウム及びその化合物	JIS K0102 58.3又は58.4に定める方法	〃	0.01	<0.01	2桁	小数点以下2桁
	陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1に定める方法	〃	0.01	<0.01	3桁	〃
	クロロフィルa	上水試験方法25に定める方法	μg/L	1.0	<1.0	2桁	小数点以下1桁
	電気伝導率	JIS K0102 13に定める方法	mS/m	1	<1	—	整数（1の位）
	プランクトン	海洋観測指針（第1部 気象庁）に掲げる方法	—	—	—	—	—
トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能	平成6年7月14日環水管第149号・環水規第163号通知	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
	クロロホルム生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	プロモジクロロメタン生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ジブロモクロロメタン生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	ブロモホルム生成能	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
要監視項目	クロロホルム	平成15年11月5日 環水企発031105001号 ・環水管発031105001号	〃	0.0006	<0.0006	〃	小数点以下4桁
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	平成5年4月28日環水規第121号（最終改正：平成11年3月12日環水管69号）	〃	0.002	<0.002	〃	〃
	1,2-ジクロロプロパン	〃	〃	0.006	<0.006	〃	〃
	パラ-ジクロロベンゼン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
	イソキサチオン	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	ダイアジノン	〃	〃	0.0005	<0.0005	〃	〃
	フェニトロチオン	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	〃

区分	項目	測定方法等	表示方法				
			単位	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	有効数字最大桁数 有効数字最小の位	
要 監 視 項 目	イソプロチオラン	平成5年4月28日環水規第121号 (最終改正:平成11年3月12日 環水管69号)	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
	オキシ銅	〃	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	クロロタロニル	〃	〃	0.004	<0.004	〃	〃
	プロピザミド	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	EPN	〃	〃	0.0006	<0.0006	〃	小数点以下4桁
	ジクロロボス	〃	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	フェノブカルブ	〃	〃	0.002	<0.002	〃	〃
	イプロベンホス	〃	〃	0.0008	<0.0008	〃	小数点以下4桁
	クロロニトロフェン	〃	〃	0.0001	<0.0001	〃	〃
	トルエン	〃	〃	0.06	<0.06	〃	小数点以下2桁
	キシレン	〃	〃	0.04	<0.04	〃	〃
	フタル酸 ジェチルヘキシル	〃	〃	0.006	<0.006	〃	小数点以下3桁
	ニッケル	〃	〃	0.001	<0.001	〃	〃
	モリブデン	〃	〃	0.007	<0.007	〃	〃
	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発040331003号 ・環水土発040331005号	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	フェノール	平成15年11月5日 環水企発031105001号 ・環水管発031105001号	〃	0.001	<0.001	〃	小数点以下3桁
	ホルムアルデヒド	〃	〃	0.003	<0.003	〃	〃
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発040331003号 ・環水土発040331005号	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁
	エピクロロヒドリン	〃	〃	0.00004	<0.00004	〃	小数点以下5桁
	全マンガン	〃	〃	0.02	<0.02	〃	小数点以下2桁
ウラン	〃	〃	0.0002	<0.0002	〃	小数点以下4桁	
4- <u>t</u> - オクチルフェノール	平成25年3月27日 環水大水発第1303272号	〃	0.00003	<0.00003	〃	小数点以下5桁	
アニリン	〃	〃	0.002	<0.002	〃	小数点以下3桁	
2,4- ジクロロフェノール	〃	〃	0.0003	<0.0003	〃	小数点以下4桁	

(注1) 2物質以上の濃度の和とされている項目については、まず、それぞれの物質の測定値の合計値を求めた後に、有効数字の桁数処理(注2参照)を行う。ただし、それぞれの物質の測定値のいずれかが報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(注2) pH以外の項目については、有効数字が2桁(3桁)の場合は3桁(4桁)目以下を切り捨てる。報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

水質異常時における測定結果表

1	採水機関名		5	分析機関名	
2	水域名		6	環境基準類型	
3	採水地点		7	測定計画番号	
4	採水月・日・時刻		8	分析月日	
9	基準を超えた項目				
10	測定値				
11	基準値				
<p>(具体的な状況)</p>					

項 目																								備 考																	
健 康 項 目																	そ の 他 の 項 目																								
カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	シス-1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン	アンモニア性窒素	オルトリン酸態りん	EPN	塩化物イオン	硫酸イオン	アルミニウム及びその化合物	陰イオン界面活性剤	クロロフィルa	電気伝導率	プランクトン					
		2																					2	2	2					2		2								1は6月	
																															2										"
																												4													2は5.8月、1は8月
		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2		2							②は5.8月、1は6月		
		2	2	2		2	2																	2	2	2														1は6月	
		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2										②は5.8月、1は6月		
		2	2	2		2																		2	2	2														1は6月	
		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				0										②は5.8月、1は6月		
																																								1は6月	
		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				0	2									②は5.8月、1は6月		
		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				0	2									"		
		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				0	2									"		

- (4) 国土交通省三春ダム管理所(三春ダム管理)
- (5) 国土交通省摺上川ダム管理所(摺上川ダム管理)
- (6) 福島県北地方振興局(県北振)
- (7) 福島県中地方振興局(県中振)
- (8) 福島県南地方振興局(県南振)
- (9) 福島県会津地方振興局(会津振)
- (10) 福島県南会津地方振興局(南会津振)
- (11) 福島県相双地方振興局(相双振)
- (12) 福島県環境センター(環境C)
- (13) 福島県東山ダム管理事務所(東山管理)
- (14) 福島県鮫川水系ダム管理事務所(鮫川水系管理)
- (15) 福島市環境課(福島市)
- (16) 郡山市環境保全センター(郡山市C)
- (17) いわき市環境監視センター(いわき市C)

連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定日数	総測定回数	測定月	測定機関		測定																		
									採水機関	分析機関	生活環境項目										特殊項目								
											pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	n-ヘキサン	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム		
15	10	053-01	濁川	濁川橋	Aイ基生物Aイ基	2	2	5.11	会津振(委託)	会津振(委託)								2	2	2	1	1							
						12	12	毎月			12	12																	
16	11	054-01	"	山崎橋	Aイ基生物Bイ基	2	2	5.11	"	"								2	2	2	1	1			2				
						12	12	毎月			12	12																	
17	12	205-01	押切川	押切川橋		0	0		"	"										0									
						0	0				0	0	0		0	0													
18	13	055-01	日橋川	南大橋	Aイ基生物Bイ基	2	2	5.8,11.2	阿賀川河川	北陸技術								4	4	4	4	4							
						12	12	毎月			12	12																	
19	14	056-01	湯川	滝見橋	Aイ基生物Aイ基	2	2	5.11	会津振(委託)	会津振(委託)								2	2	2	1	1							
						12	12	毎月			12	12																	
20	15	057-01	"	新湯川橋	Bイ基生物Aイ基	4	4	5.8,11.2	阿賀川河川	北陸技術								4	4	4	4	4							
						12	12	毎月			12	12	12	12	12	12													
21	15	057-51	"	阿賀野川合流前	Bイ基生物Aイ基	2	2	5.11	会津振(委託)	会津振(委託)										2	1	1							
						6	6	奇数月			6	6	6	6	6	6													
22	16	058-01	旧湯川	粟ノ宮橋	Bイ基生物Bイ基	2	2	5.11	"	"								2	2	2	1	1			2				
						12	12	毎月			12	12																	
23	17	253-01	大塩川	東栄橋		0	0		"	"										0									
						0	0				0	0	0		0	0													
24	18	255-01	湊川	館ノ内橋		2	2	5.11	"	"										2	1	1							
						4	4	5.8,11.2			4	4	4		4	4													
25	19	209-01	高橋川	新橋		2	2	5.11	"	"								2	2	2									
						4	4	5.8,11.2			4	4	4	4	4	4													
26	20	210-01	小黒川	梅の橋		2	2	5.11	"	"								2	2	2									
						4	4	5.8,11.2			4	4	4	4	4	4													
27	21	211-01	長瀬川	小金橋		2	2	5.11	"	"								2	2	2					2				
						6	6	奇数月			6	6	6	6	6	6													
28	22	257-01	酸川	酸川野		2	2	5.11	"	"										2					2				
						6	6	奇数月			6	6	6	6	6	6													
29	23	212-01	舟津川	舟津橋		6	6	偶数月	郡山市C	郡山市C(委託)								6	6	6	4	2	1			4	4		
									郡山市C		6	6		6	6														

連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定回数	総測定回数	測定月	測定機関		測定															
									採水機関	分析機関	生活環境項目										特殊項目					
											pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	n-ヘキササン	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン
30	24	260-01	菅川	三浜橋上流		6	6	偶数月	郡山市C	郡山市C(委託)			6			6	6	6	4	2	1				4	4
									郡山市C	郡山市C	6	6		6	6											
31	25	261-01	常夏川	大作橋上流		6	6	偶数月	"	"			6			6	6	6	4	2	1				4	4
											6	6		6	6											
32	26	256-01	大江川	尾瀬沼流入前の橋		2	2	6.8	南会津振(委託)	南会津振(委託)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
33	27	001-01	阿武隈川	羽太橋	Aイ基生物Aイ基	2	2	5.11	県南振(委託)	県南振(委託)							2	2	2	1	1					
						12	12	毎月			12	12	12	12	12	12	12									
34	28	002-51	"	田町大橋上流400m	Bイ生物A	2	2	5.11	"	"							2	2	2	1	1					
						12	12	毎月			12	12	12	12	12	12										
35	28	002-52	"	川ノ目橋	Bイ生物A	2	2	5.11	"	"							2	2	2	1	1					
						12	12	毎月			12	12	12	12	12											
36	28	002-53	"	江持橋(須賀川)	Bイ生物A	4	4	5.8.11.2	福島河川国道(委託)	福島河川国道(委託)							4	4	4							
						12	12	毎月			12	12	12	12	12											
37	28	002-54	"	御代田橋(御代田)	Bイ生物A	0	0		"	"																
						0	0																			
38	28	002-01	"	阿久津橋(阿久津)	Bイ基生物Aイ基	4	4	5.8.11.2	"	"							4	4	4	4	4			4		
						12	12	毎月			12	12	12	12	12											
39	28	002-55	"	阿武隈橋	Bイ生物A	0	0		"	"																
						0	0																			
40	29	003-51	"	高田橋	Bロ生物A	4	4	5.8.11.2	"	"							4	4	4							
						12	12	毎月			12	12	12	12	12											
41	29	003-52	"	蓬萊橋(黒岩)	Bロ生物A	4	4	5.8.11.2	"	"							4	4	4	4	4			4		
						12	12	毎月			12	12	12	12	12											
42	29	003-01	"	大正橋(伏黒)	Bロ基生物Aイ基	4	4	5.8.11.2	"	"							4	4	4	4	4					
						12	12	毎月			12	12	12	12	12											
43	30	036-01	広瀬川	館ノ腰橋上流	Aイ基生物Aイ基	2	2	5.11	県北振(委託)	県北振(委託)							2	2	2	1	1					
						12	12	毎月			12	12	12	12												
44	31	037-51	"	地蔵川原橋	Bイ生物Aイ	2	2	5.11	"	"										2	1	1				
						12	12	毎月			12	12	12	12												

項 目																									備 考															
健 康 項 目																	そ の 他 の 項 目																							
カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		1、4-ジオキサソ	アンモニア性窒素	オルトリン酸態りん	EPN	塩化物イオン	硫酸イオン	アルミニウム及びその化合物	陰イオン界面活性剤	クロロフィル a	電気伝導率	プランクトン				
																																							H25測定 (3年ローリング)	
																																			2				H26測定 (3年ローリング)	
2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0											2は5.8月、 1は6月		
																													2										1は6月	
2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0						2					2は5.8月、 1は6月		
																																							H27測定 (3年ローリング)	
																																							H25測定 (3年ローリング)	
																																							1は6月	
2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2										2は5.8月、 1は6月		
																																								1は6月
2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2										2は5.8月、 1は6月		
																																								1は6月
2	2	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2										2は5.8月、 1は6月		

項目																							備考																			
健康項目													その他の項目																													
カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキササン	アンモニア性窒素	オルトリン酸態りん	EPN	塩化物イオン	硫酸イオン	アルミニウム及びその化合物	陰イオン界面活性剤	クロロフィルa	電気伝導率	プランクトン							
																																							2層(0.5m,10m), 1は6月、①は8月			
																																								1は6月、①は8月		
																																								"		
																																									"	
																																									"	
																																									2層(0.5m,10m), 1は6月、①は8月	
																																									1は6月、①は8月	
																																									"	
																																									"	
																																										1は6月
																																									"	
																																									3層(0.5m,1/2深層、最深層)	
																																									2層(0.5m,10m), 1は6月	
																																									"	
																																									3層(0.5m,1/2深層、最深層)	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		3層(0.5m,1/2深層、最深層) 4は5,7,9,11月		
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		3層(0.5m,1/2深層、最深層)	

項 目																				備 考																						
健 康 項 目										そ の 他 の 項 目																																
カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	シス-1、2-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン	アンモニア性窒素	オルトリン酸態りん	EPN	塩化物イオン	硫酸イオン	アルミニウム及びその化合物	陰イオン界面活性剤	クロロフィル ^a	電気伝導率	ブランクトン						
																																									2層混合	
																																									"	
																																									"	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				①															2層混合 1は5月、①は11月、4は5,9,11,1月	
																																										2層混合

別表 8

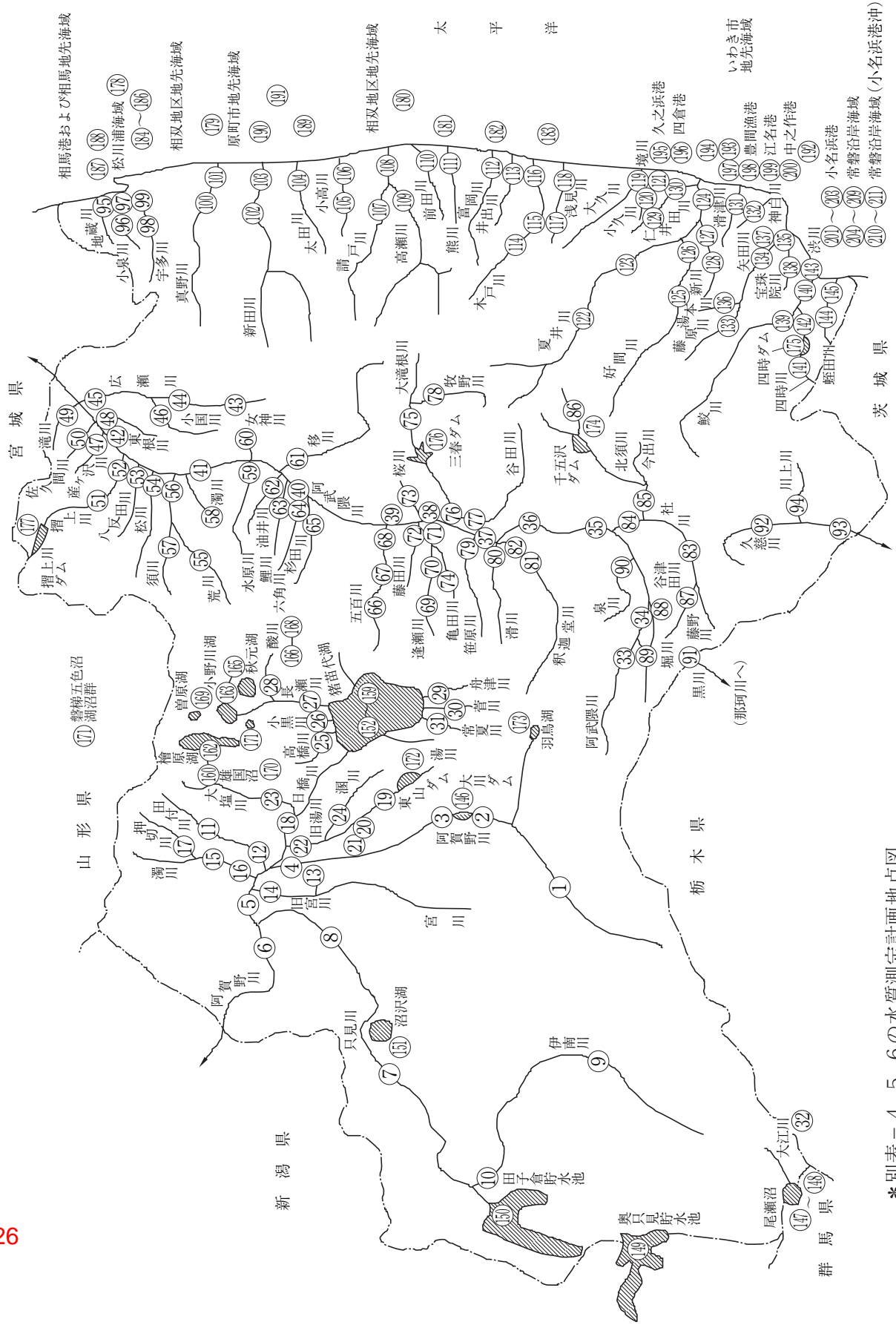
トリハロメタン生成能の測定

連番号	水域連番号	地点統一番号	河川・湖沼・海域	測定地点名	環境基準類型	総測定日数	総測定回数	測定月	測定機関		測定項目					備考
									採水機関	分析機関	トリハロメタン生成能					
											クロロホルム生成能	ジブromoクロロメタン生成能	ブromoジクロロメタン生成能	ブromoホルム生成能	合計	
2	1	005-51	阿賀野川	大川橋上流	A-I	2	2	8.10	会津振(委託)	会津振(委託)	2	2	2	2	2	(会津若松市) 2年ローリング (H26測定)
6	3	007-04	〃	新郷ダム	A-I基	4	4	4,6,8,10	〃	〃	4	4	4	4	4	(喜多方市)
301	12	205-02	押切川	日中ダム		0	0	8.10	〃	〃	0	0	0	0	0	(喜多方市) 2年ローリング (H27測定)
38	28	002-01	阿武隈川	阿久津橋(阿久津)	B-I基	4	4	6,8,11,2	福島河川国道(委託)	福島河川国道(委託)	4	4	4	4	4	(郡山市)
41	29	003-52	〃	蓬萊橋(黒岩)	B-I	4	4	6,8,11,2	〃	〃	4	4	4	4	4	(福島市)
67	50	031-52	五百川	上関下橋	A-I 生物A-I	2	2	8.10	県北振(委託)	県北振(委託)	2	2	2	2	2	(本宮市) 2年ローリング (H26測定)
302	57	027-55	大滝根川	上川原	A-I 生物A-I	2	2	8.10	県中振(委託)	県中振(委託)	2	2	2	2	2	(田村市) 2年ローリング (H26測定)
81	61	025-01	釈迦堂川	須賀川市水道取水点	A-I基 生物A-I基	0	0	8.10	〃	〃	0	0	0	0	0	(須賀川市) 2年ローリング (H27測定)
303	68	230-02	堀川	堀川ダム		2	2	8.10	県南振(委託)	県南振(委託)	2	2	2	2	2	(西郷村) 2年ローリング (H26測定)
304	78	039-51	真野川	真野ダム	A-I	0	0	8.10	相双振(委託)	相双振(委託)	0	0	0	0	0	(飯館村) 2年ローリング (H27測定)
305	95	017-51	夏井川	小川町三島	A-I	4	4	4,8,10,12	いわき市C	いわき市C	4	4	4	4	4	(いわき市)
306	97	042-51	好間川	好間町大利篠登城	A-I	4	4	4,8,10,12	〃	〃	4	4	4	4	4	〃
307	107	020-51	鮫川	田人柿の沢	B-I	4	4	4,8,10,12	〃	〃	4	4	4	4	4	〃
172	13	513-51	東山ダム貯水池	ダム水出口	A-IIニ	0	0	8.10	会津振(委託)	会津振(委託)	0	0	0	0	0	(会津若松市) 2年ローリング (H27測定)
174	15	514-01	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	A-IIニ基 生物B-I基	2	2	8.10	県中振(委託)	県中振(委託)	2	2	2	2	2	(石川町)
176	17	402-01	三春ダム貯水池	三春ダムサイト		4	4	5,7,9,11	三春ダム管理(委託)	三春ダム管理(委託)	4	4	4	4	4	(三春町)
177	18	403-01	摺上川ダム貯水池	摺上川ダムサイト		4	4	5,8,11,2	摺上川ダム管理(委託)	福島河川国道(委託)	4	4	4	4	4	(福島市)

(注)連番号,水域連番号,地点統一番号は別表-4,別表-5と同じ。連番号300番台はトリハロメタン生成能のみの測定地点

平成25年度 水質測定計画地点図 (全県)

26



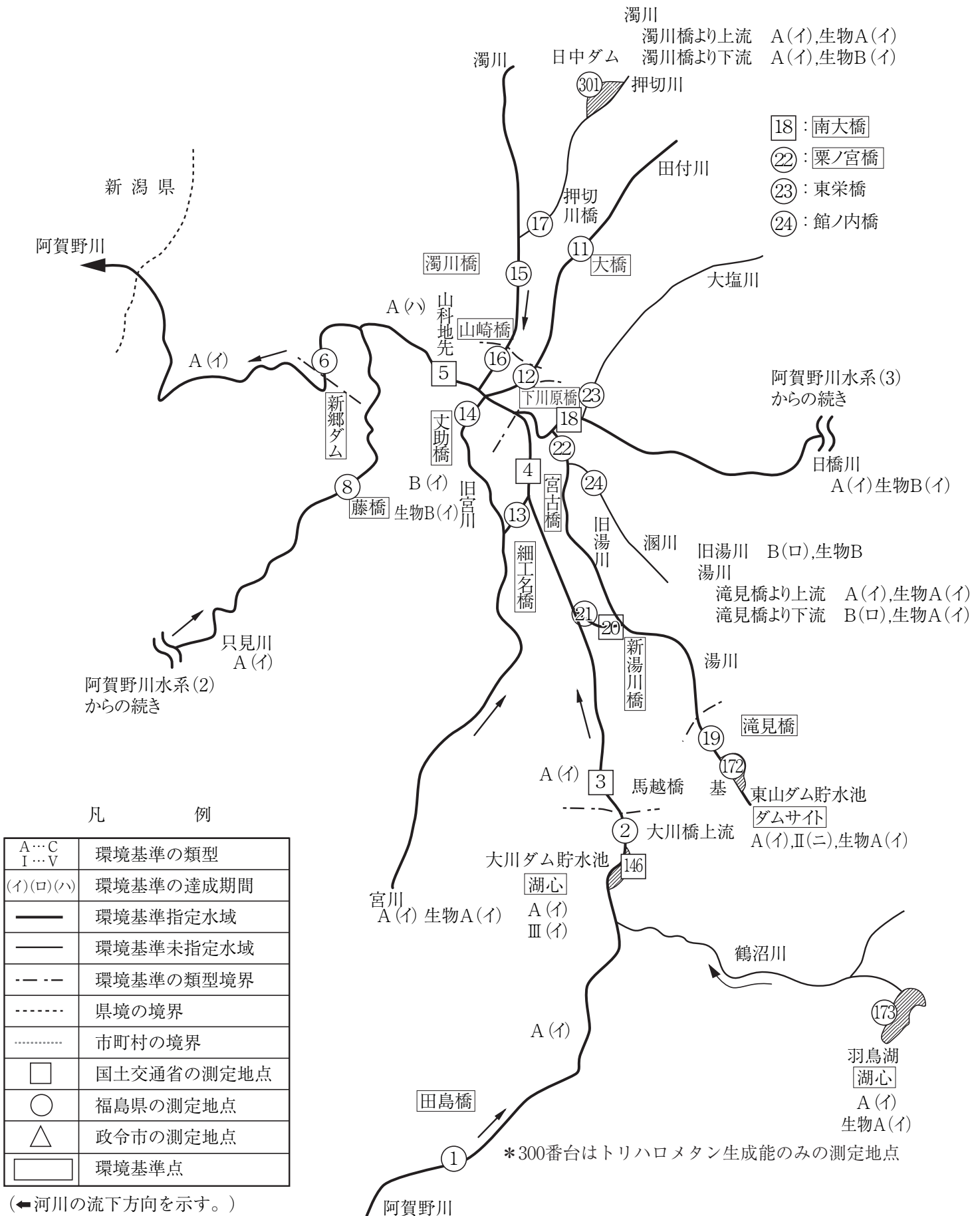
* 別表-4, 5, 6の水質測定計画地点図
 (注) 37, 39, 148は休止または廃止地点

1. 阿賀野川水系 (1)

田付川
 猫ノ尾橋川上流 A(口),生物A(イ)
 猫ノ尾橋川下流 A(イ),生物A(イ)

濁川
 濁川橋より上流 A(イ),生物A(イ)
 濁川橋より下流 A(イ),生物B(イ)

- 18 : 南大橋
- 22 : 栗ノ宮橋
- 23 : 東栄橋
- 24 : 館ノ内橋

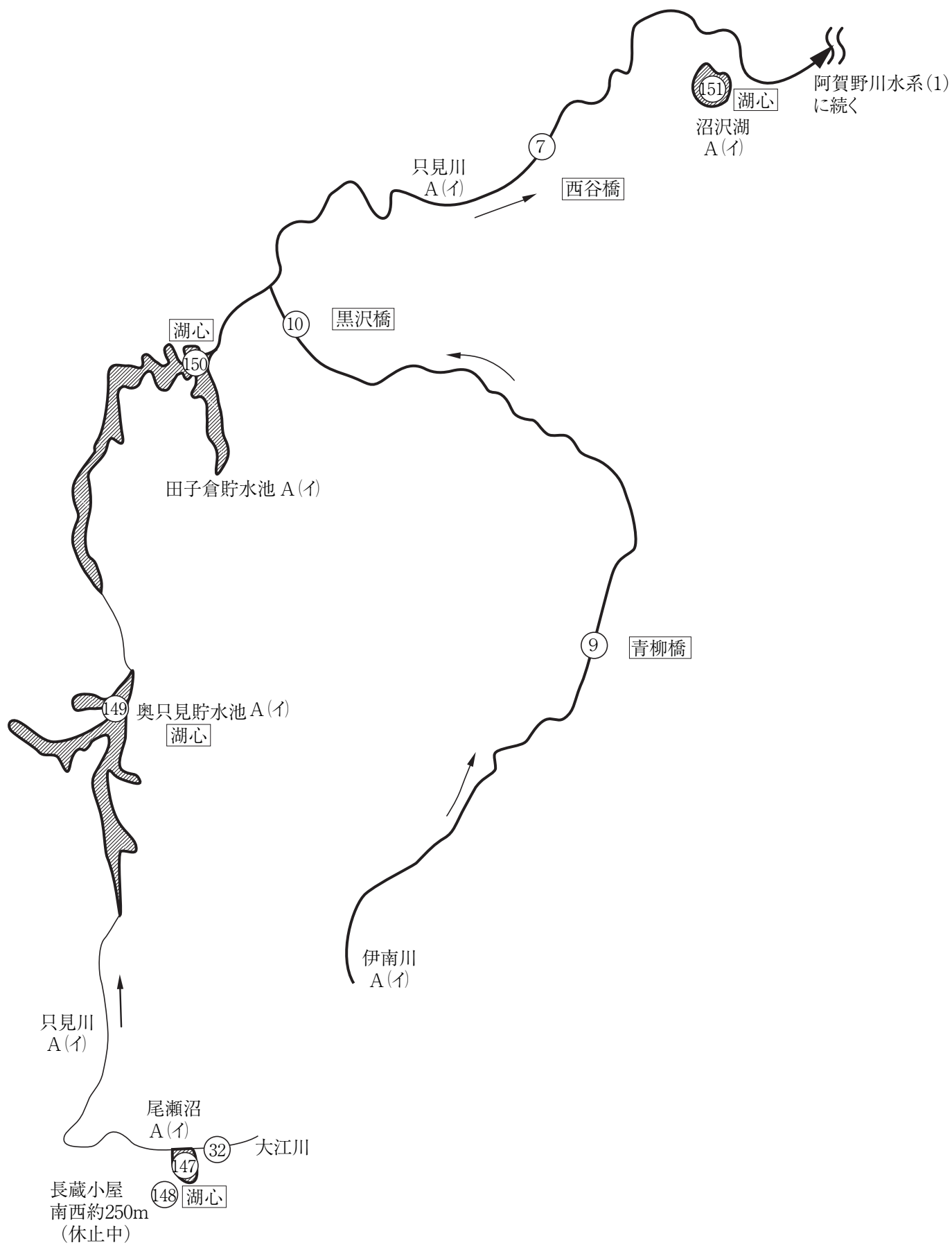


凡 例

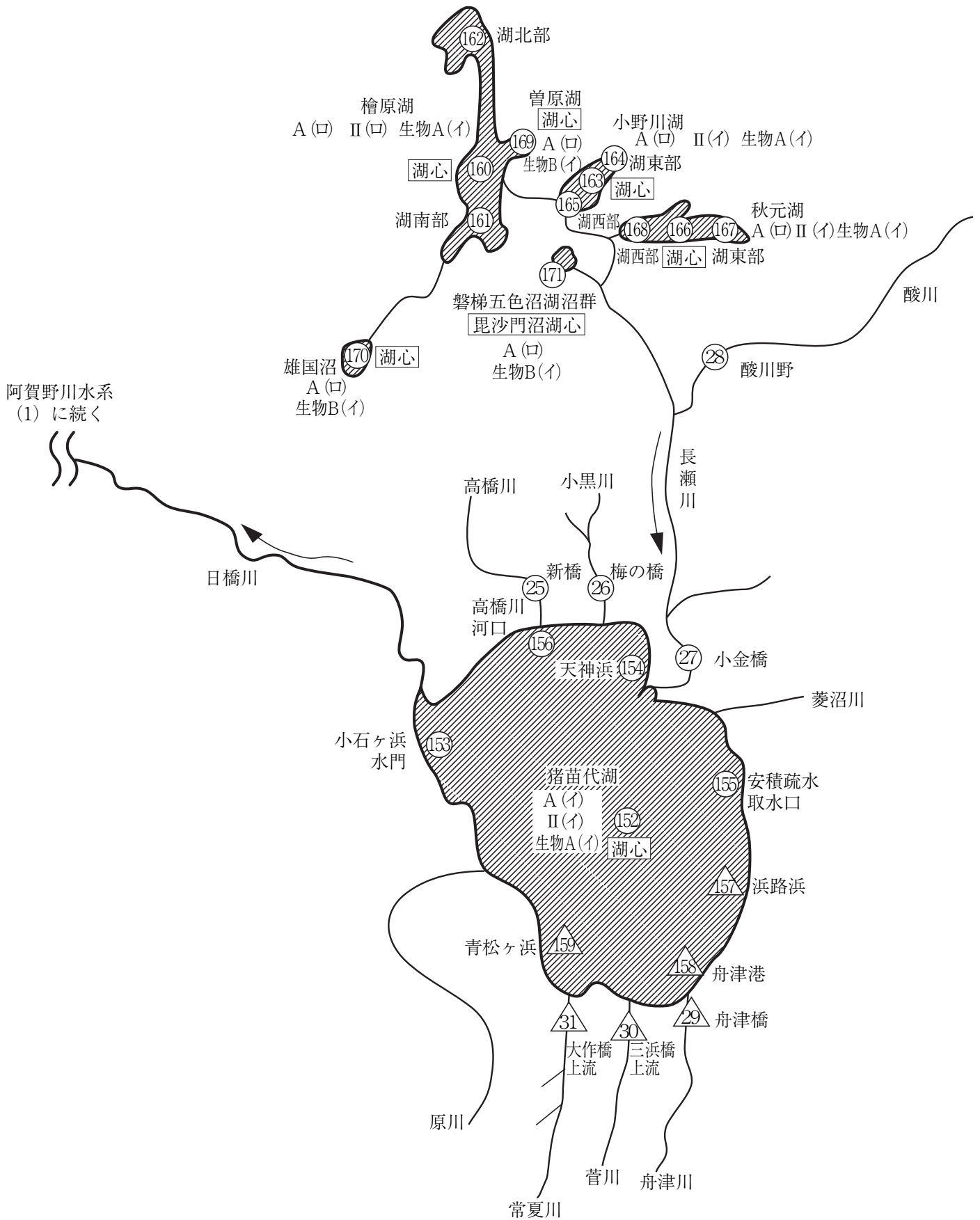
A...C I...V	環境基準の類型
(イ)(ロ)(ハ)	環境基準の達成期間
——	環境基準指定水域
——	環境基準未指定水域
- - - -	環境基準の類型境界
.....	県境の境界
.....	市町村の境界
□	国土交通省の測定地点
○	福島県の測定地点
△	政令市の測定地点
□	環境基準点

(←河川の流下方向を示す。)

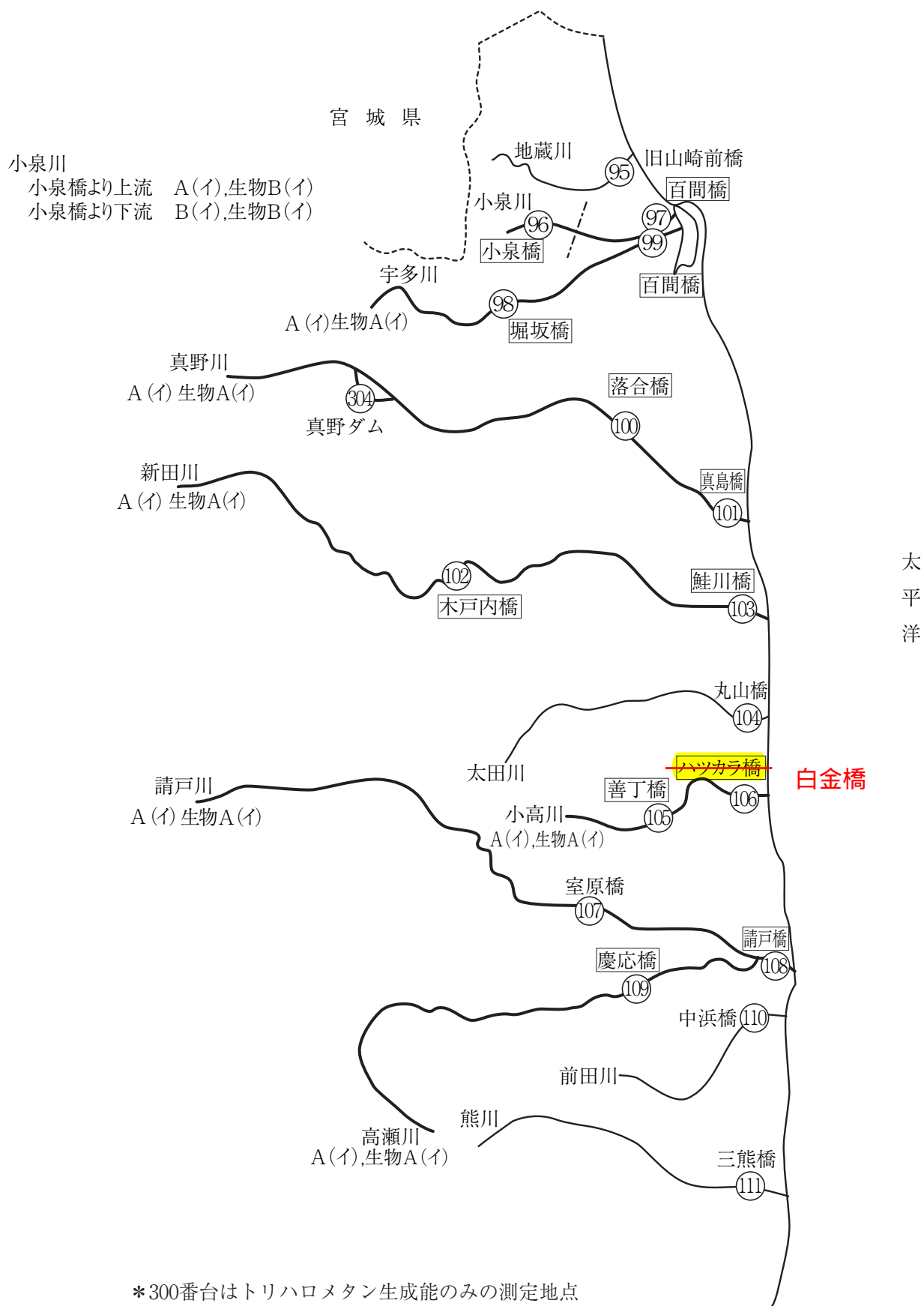
2. 阿賀野川水系 (2)



3. 阿賀野川水系 (3)



6. 浜通り水域 (1)



7. 浜通り水域 (2)

夏井川
 好間川合流点より上流
 A (イ) 生物A (イ)
 好間川合流点より下流
 A (イ) 生物A (イ)

大久川, 小久川 A (イ), 生物A (イ)

好間川
 町田橋より上流
 A (イ) 生物A (イ)
 町田橋より下流
 B (イ) 生物A (イ)

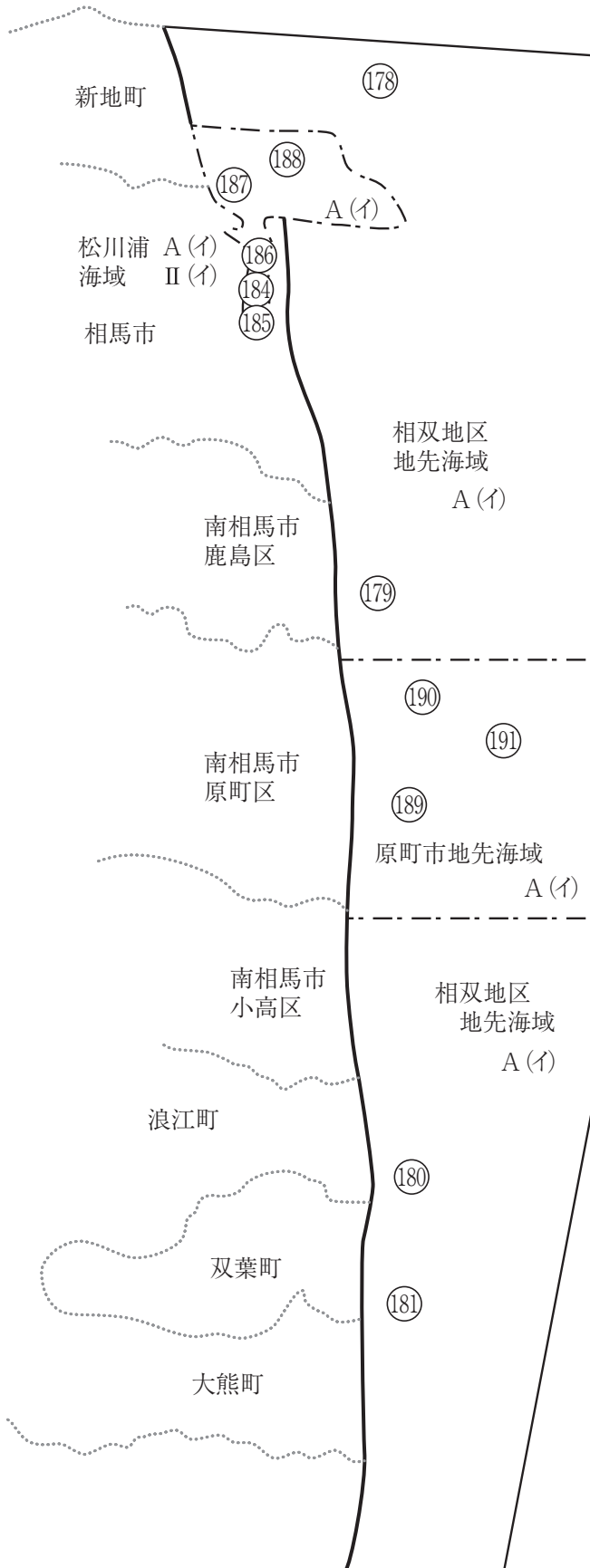
鮫川
 山田川合流点より上流
 A (イ) 生物A (イ)
 山田川合流点より下流
 B (イ) 生物A (イ)



8. 久慈川水系、那珂川水系

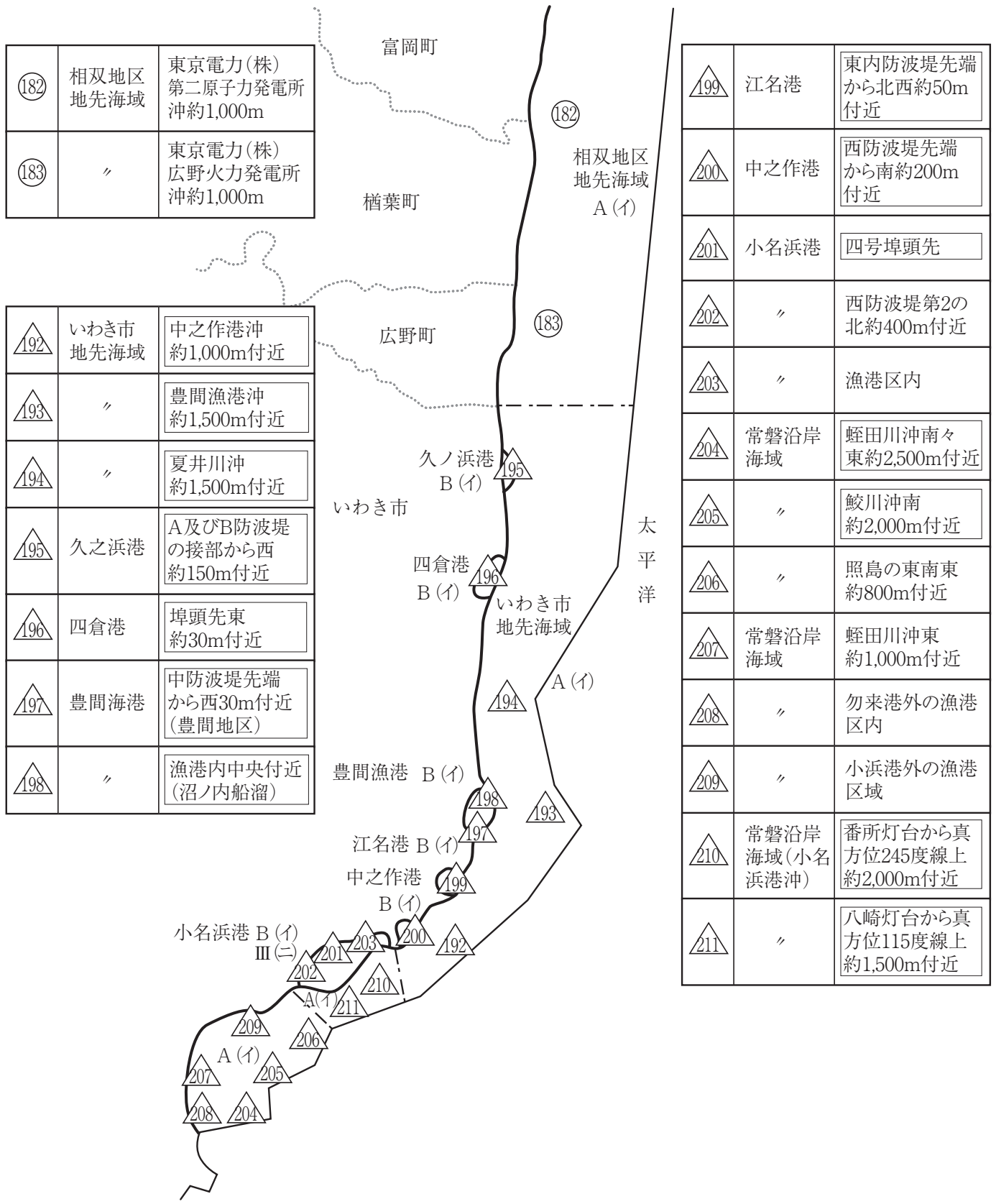


9. 相馬港及び相馬地先海域、相双地区地先海域 原町市地先海域、松川浦



178	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付近
179	〃	真野川沖約2,000m付近
180	〃	請戸川沖約2,000m付近
181	〃	東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m付近
184	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近
185	〃	漁業権区域区3号中央付近
186	〃	浦の出入口付近
187	相馬港及び相馬地	地藏川沖約2,500m付近
188	〃	相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近
189	原町市地先海域	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近
190	〃	新田川沖約1,000m付近
191	〃	新田川沖約5,000m付近

10. 相双地区地先海域、いわき市地先海域、常磐沿岸海域 (小名浜港沖を含む)、小名浜港等



水質環境基準の水域類型指定一覧表

1 河川

(1) BOD等に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿武隈川	阿武隈川上流 (堀川合流点より上流)	A	イ	羽太橋	S46. 5. 25 閣議決定	[H21. 3. 31 環境省告示14号]
	阿武隈川中流(1) (堀川合流点から五百川合流点まで)	B	イ	阿久津橋	H14. 7. 15 環境省告示45号	["]
	阿武隈川中流(2) (五百川合流点から内川合流点 (宮城県)まで)	B	ロ	大正橋	S46. 5. 25 閣議決定	["]
	社川 (全域)	A	イ	王子橋	"	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	A	イ	須賀川市水道取水点	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	大滝根川 (谷田川を含む)	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	A	イ	馬場川合流点前	"	"
	逢瀬川 (馬場川合流点から幕ノ内橋まで)	B	イ	幕ノ内橋上流	"	"
	逢瀬川 (幕ノ内橋より下流)	C	イ	阿武隈川合流前	"	"
	五百川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より上流) [pHを除く]	A	イ	日ノ倉橋上流	"	"
	荒川 (日ノ倉橋より下流) [pHを除く]	A	イ	阿武隈川合流前	H21. 3. 23 県告示189号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
	松川 [pHを除く]	A	イ	阿武隈川合流前	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	摺上川	A	イ	阿武隈川合流前	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より上流及び小国川)	A	イ	館ノ腰橋上流(広瀬川) 広瀬川合流前(小国川)	"	"
	広瀬川 (館ノ腰橋より下流)	B	イ	阿武隈川合流前	"	"
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダ ム貯水池より下流の北須川)	B	ハ	猫啼橋	H13. 3. 27 県告示306号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	A	イ	やなぎ橋	"	
	阿賀野川	阿賀野川(1) (大川橋より上流で、大川ダム貯水池 (全域)に係る部分を除く)	A	イ	田島橋	S48. 3. 31 環境省告示21号
阿賀野川(2) (大川橋から日橋川合流点まで)		A	イ	宮古橋	H14. 7. 15 環境省告示21号	["]
阿賀野川(3) (日橋川合流点から新郷ダムまで)		A	ハ	新郷ダム	S48. 3. 31 環境省告示21号	["]
阿賀野川(4) (新郷ダムより下流)		A	イ	麒麟橋、横雲橋 (新潟県)	"	["]

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
阿賀野川	只見川	A	イ	西谷橋、藤橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	伊南川	A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (滝見橋より上流)	A	イ	滝見橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	湯川 (滝見橋より下流)	B	ロ	新湯川橋	〃	
	旧湯川	B	ロ	栗ノ宮橋	〃	
	宮川	A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 〔pHを除く〕	A	イ	南大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より上流)	A	ロ	大橋	〃	
	田付川 (猫ノ尾橋より下流)	A	イ	下川原橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
	濁川 (濁川橋より上流)	A	イ	濁川橋	S57. 6. 22 県告示818号	
	濁川 (濁川橋より下流)	A	イ	山崎橋	H21. 3. 23 県告示188号	S57. 6. 22県告示 818号の改正
那珂川	黒川 (栃木県境まで)	A	イ	栃木県境	S50. 3. 17 県告示265号	
久慈川	久慈川 (茨城県境まで)	A	ロ	松岡橋、高地原橋	〃	
小泉川	小泉川 (小泉橋より上流)	A	イ	小泉橋	S53. 4. 7 県告示458号	
	小泉川 (小泉橋より下流)	B	イ	百間橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
宇多川	宇多川 (清水橋より上流)	A	イ	堀坂橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	宇多川 (清水橋より下流)	A	イ	百間橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告示 285号の改正
真野川	真野川 (桜田橋より上流)	A	イ	落合橋	H18. 3. 24県告示 277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	真野川 (桜田橋より下流)	A	イ	真島橋	H20. 2. 26 県告示131号	H18. 3. 24県告示 277号、 S51. 3. 30県告示 354号の改正
新田川	新田川 (新田橋より上流)	A	イ	木戸内橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	新田川 (新田橋より下流)	A	イ	鮭川橋	H19. 10. 5 県告示676号	S48. 3. 31県告示 273号の改正
請戸川	請戸川	A	イ	請戸橋	S48. 3. 31 県告示273号	
	高瀬川	A	イ	慶応橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
小高川	小高川 (善丁橋より上流)	A	イ	善丁橋	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
	小高川 (善丁橋より下流)	A	イ	白金橋 (ハツカラ橋補修 中のため)	〃	〃
木戸川	木戸川	A	イ	長瀬橋、木戸川橋	S50. 3. 17 県告示265号	
浅見川	浅見川	A	イ	坊田橋	S53. 4. 7 県告示458号	
大久川	大久川、小久川	A	イ	蔭磯橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
夏井川	夏井川 (好間川合流点より上流)	A	ロ	北ノ内橋 久太夫橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	夏井川 (好間川合流点より下流)	A	イ	六十枚橋	H19. 10. 5 県告示677号	S49. 3. 26県告示 285号の改正
	仁井田川	A	イ	松葉橋	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
	好間川 (町田橋より上流)	A	イ	岩穴つり橋	〃	〃
	好間川 (町田橋より下流)	B	イ	夏井川合流前 (愛宕橋)	〃	〃
藤原川	藤原川	C	ハ	愛谷川橋 みなと大橋	S48. 3. 31 県告示273号	
鮫川	鮫川 (山田川合流点より上流)	A	イ	井戸沢橋	S49. 3. 26 県告示285号	
	鮫川 (山田川合流点より下流)	B	イ	鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川	C	ハ	小塙橋、蛭田橋	S48. 3. 31 県告示273号	

(注) 達成期間の分類は次のとおりであり、以下の表についても同じである。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(2) 水生生物の保全に係るもの

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備考
阿武隈川	阿武隈川(1) (羽出庭橋(宮城県丸森町) より上流)	生物A	イ	羽太橋、阿久津橋、 大正橋	H22. 9. 24 環境省告示46 号	
	社川	生物B	イ	王子橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	釈迦堂川 (影沼橋より上流)	生物A	イ	須賀川市水道取水地点	〃	
	釈迦堂川 (影沼橋より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より上流)	生物A	イ	船引橋	〃	
	大滝根川 (三春ダム貯水池より下流)	生物B	イ	阿武隈川合流前	〃	
	谷田川	生物A	イ	谷田川橋	H22. 3. 26 県告示205号	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備考
阿武隈川	逢瀬川 (馬場川合流点より上流)	生物A	イ	馬場川合流点前	H21. 3. 23 県告示187号	
	逢瀬川 (馬場川合流点より下流)	生物B	イ	幕ノ内橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	五百川	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	摺上川 (摺上川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	阿武隈川合流前	〃	
	広瀬川	生物A	イ	館ノ腰橋上流 阿武隈川合流前	〃	
	小国川	生物B	イ	広瀬川合流前	〃	
	今出川 (北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	生物B	イ	猫啼橋	H20. 3. 18 県告示197号	
	北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	生物A	イ	やなぎ橋	〃	
阿賀野川	阿賀野川上流 (早出川合流点(新潟県阿賀野市)より上流に限り、大川ダム貯水池を除く)	生物A	イ	田島橋、宮古橋、 新郷ダム(福島県)、 麒麟橋、横雲橋(新潟県)	H22. 9. 24 環境省告示46 号	
	只見川 (田子倉貯水池より下流)	生物A	イ	西谷橋、藤橋	H22. 12. 14 県告示738号	
	伊南川	生物A	イ	青柳橋、黒沢橋	〃	
	湯川 (東山ダム貯水池を除く)	生物A	イ	滝見橋、新湯川橋	H22. 3. 26 県告示205号	
	旧湯川	生物B	イ	粟ノ宮橋	〃	
	宮川	生物A	イ	細工名橋	〃	
	旧宮川	生物B	イ	丈助橋	〃	
	日橋川 (金川発電所放流水路合流点より下流)	生物B	イ	南大橋	〃	
	田付川	生物A	イ	大橋、下川原橋	〃	
	濁川 (濁川橋より上流)	生物A	イ	濁川橋	〃	
濁川 (濁川橋より下流)	生物B	イ	山崎橋	〃		
那珂川	黒川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	栃木県境	H20. 3. 18 県告示197号	
久慈川	久慈川 (福島県に属する水域に限る)	生物A	イ	松岡橋、高地原橋	H19. 3. 30 県告示242号	
小泉川	小泉川	生物B	イ	小泉橋、百間橋	〃	
宇多川	宇多川 (福島県に属する水域に限る。 ただし、松川浦(全域)を除く)	生物A	イ	堀坂橋、百間橋	〃	
真野川	真野川 (真野ダム(全域)を除く)	生物A	イ	落合橋、真島橋	〃	

水系名	水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備考
新田川	新田川	生物A	イ	木戸内橋、鮭川橋	H19.3.30 県告示242号	
請戸川	請戸川 (大柿ダム(全域)を除く)	生物A	イ	請戸橋	〃	
	高瀬川	生物A	イ	慶応橋	〃	
小高川	小高川	生物A	イ	善丁橋、 白金橋(ハツカラ橋修 復中のため)	H20.3.18 県告示197号	
木戸川	木戸川	生物A	イ	長瀬橋、木戸川橋	H19.3.30 県告示242号	
浅見川	浅見川	生物A	イ	坊田橋	〃	
大久川	大久川及び小久川	生物A	イ	蔭磯橋	H20.3.18 県告示197号	
夏井川	夏井川	生物A	イ	北ノ内橋、久太夫橋、 六十枚橋	H19.3.30 県告示242号	
	仁井田川	生物A	イ	松葉橋	〃	
	好間川	生物A	イ	岩穴つり橋 夏井川合流前	〃	
藤原川	藤原川	生物B	イ	愛谷川橋、みなと大橋	〃	
鮫川	鮫川 (高柴ダム(全域)を除く)	生物A	イ	井戸沢橋、鮫川橋	〃	
蛭田川	蛭田川 (小埜橋より上流)	生物A	イ	小埜橋	〃	
	蛭田川 (小埜橋より下流)	生物B	イ	蛭田橋	〃	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

2 湖沼

(1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖 [pHを除く]	A	イ	湖心	S49. 3. 26 県告示285号	
檜原湖	A	ロ	湖心	〃	
小野川湖	A	ロ	湖心	〃	
秋元湖	A	ロ	湖心	〃	
曾原湖	A	ロ	湖心	〃	
雄国沼	A	ロ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群 [pHを除く]	A	ロ	毘沙門沼湖心	〃	
田子倉貯水池	A	イ	湖心	〃	
羽鳥湖	A	イ	湖心	〃	
奥只見貯水池 (福島県に属する水域に限る)	A	イ	湖心	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30県告示 354号の改正
沼沢湖	A	イ	湖心	H20. 2. 26 県告示130号	S53. 4. 7県告示 458号の改正
尾瀬沼	A	イ	湖心	S56. 4. 10 県告示582号	
東山ダム貯水池	A	イ	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	
千五沢ダム貯水池	A	ニ (※)	千五沢ダムサイト	〃	
大川ダム貯水池	A	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

※平成27年度までの暫定目標 COD 5.0mg/L (平成22年12月14日県告示740号改正)

(2) 全窒素及び全りんに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	ニ (※)	千五沢ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	

※平成27年度までの暫定目標 全窒素 0.96mg/L (平成22年12月14日県告示740号改正)
全りん 0.052mg/L (同上)

(3) 全りんのみに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備 考
猪苗代湖	Ⅱ	イ	湖心	S61. 3. 11 県告示366号	
檜原湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
小野川湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
秋元湖	Ⅱ	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	Ⅱ	ニ (※)	東山ダムサイト	H13. 3. 27 県告示306号	
大川ダム貯水池	Ⅲ	イ	湖心	H15. 3. 27 環境省告示36号	

※平成27年度までの暫定目標 全りん 0.014mg/L以下 (平成22年12月14日県告示740号改正)

(4) 水生生物の保全に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	指定年月日	備考
田子倉貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 12. 14 県告示738号	
奥只見貯水池	生物A	イ	湖心	〃	
沼沢湖	生物A	イ	湖心	〃	
尾瀬沼	生物A	イ	湖心	〃	
東山ダム貯水池	生物A	イ	東山ダムサイト	H22. 3. 26 県告示205号	
千五沢ダム貯水池	生物B	イ	千五沢ダムサイト	H20. 3. 18 県告示197号	
大川ダム貯水池	生物A	イ	湖心	H22. 9. 24 環境省告示46号	
猪苗代湖	生物A	イ	湖心	H24. 2. 24 県告示81号	
檜原湖	生物A	イ	湖心	〃	
小野川湖	生物A	イ	湖心	〃	
秋元湖	生物A	イ	湖心	〃	
曾原湖	生物B	イ	湖心	〃	
雄国沼	生物B	イ	湖心	〃	
磐梯五色沼湖沼群	生物B	イ	毘沙門沼湖心	〃	
羽鳥湖	生物A	イ	湖心	〃	

備考

該当類型の欄中の「生物A」又は「生物B」は、それぞれ環境省告示別表2の1の(1)のウの表の類型の欄に掲げる「生物A」又は「生物B」を示す。

3 海域

(1) COD等に係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準点	設定年月日	備 考
相双地区地先海域	A	イ	釣師浜漁港沖約2,000m付近 真野川沖約2,000m付近 請戸川沖約2,000m付近	S50. 3. 17 県告示265号	
相馬港及び相馬 地先海域	A	イ	相馬港南防波堤屈曲部西約200m付近 地蔵川沖約2,500m付近	H18. 3. 24 県告示277号	S51. 3. 30 県告示354 号の改正
松川浦海域	A	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	S49. 3. 26 県告示285号	
原町市地先海域	A	イ	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近 新田川沖約1,000m付近 新田川沖約5,000m付近	〃	
いわき市地先海域 (漁港内を除く)	A	イ	中之作港沖約1,000m付近 豊間漁港沖約1,500m付近 夏井川沖約1,500m付近	〃	
いわき地先海域					
久之浜港	B	イ	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	S49. 3. 26 県告示285号	
四倉港	B	イ	埠頭先東約30m付近	〃	
豊間漁港	B	イ	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区) 漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	〃	
江名港	B	イ	東内防波堤先端から北西約50m付近	〃	
中之作港	B	イ	西防波堤先端から南約200m付近	〃	
小名浜港	B	イ	四号埠頭先	S47. 3. 31 県告示273号	
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	A	イ	番所灯台から真方位245度線上2,000m付近 八崎灯台から真方位115度線上1,500m付近	S53. 4. 7 県告示458号	
常磐沿岸海域	A	イ	蛭田川沖南南東約2,500m付近 鮫川沖南約2,000m付近	S48. 3. 31 県告示273号	

(2) 全窒素及び全りんに係るもの

水 域	該当 類型	達成 期間	環境基準地点	設定年月日	備 考
松川浦	Ⅱ	イ	漁業権区域区1号中央付近 漁業権区域区3号中央付近	H9. 3. 14 県告示234号	
小名浜港	Ⅲ	イ	四号埠頭先	H22. 12. 14 県告示739号	H18. 3. 24県告示 277号の改正

水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日環境庁告示第59号(最終改正：平成24年8月22日環境省告示第127号) (抜粋)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1 c) (注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。)に 定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物 質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下	第1の2 の(2)に より水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2 mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL…のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認められたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 重 鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1（1）による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度（pH）	化学的酸素 要求量 （COD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
C	工業用水2級・環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級 : サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は 45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 // 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 // 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

イ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下	検出されないこと	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のウチノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表13に掲げる方法	
<p>備考</p> <p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $COD (O_2 mL/L) = 0.08 \times [(B) - (A)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1,000/50$ <p>(A) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)</p> <p>(B) : 蒸留水について行った空試験値(mL)</p> <p>fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

// 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

// 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法 (準備操作は規格53に 定める方法によるほ か、付表10に掲げる方 法によることができ る。また、規格53で使 用する水については付 表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

※ 水質汚濁に係る環境基準については、平成5年3月8日環告16号、平成11年2月22日環告14号及び平成21年11月30日環告78号により、「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目)の追加等がなされ、また、平成5年8月27日環告65号により海域の全窒素と全磷の基準が設定された。

さらに、平成15年11月15日環告123号により、水生生物の保全に係る水質環境基準が「環境基準生活環境項目」として位置付けられた。

人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシソル (有機銅)	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下

(注) 平成5年3月8日環水管第21号通知、平成11年2月22日環水企第58号・環水管第49号通知、平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号通知、平成21年11月30日環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号通知

水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号通知、
平成25年3月27日付け環水大発1303272号)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
4-t- オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L以下
		生物特 A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
2,4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.0003mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下

Ⅱ 地下水の水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、福島県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

平成26年4月から平成27年3月までとする。

3 測定機関

測定機関は、福島県、福島市、郡山市、いわき市とする。

4 調査の種類

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査

(3) 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に実施する調査

5 測定地点数及び測定地点

(1) 測定地点数

概況調査及び継続監視調査の測定地点数は、別表1「平成26年度地下水の水質測定地点数」のとおりとする。

(2) 測定地点

ア 概況調査（ローリング方式）

未把握の地下水汚染を発見することを目的として、県内を概ね10kmメッシュ（国土地理院発行の25,000分の1地形図に相当）に区分して、各メッシュから原則1か所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。各メッシュでは未調査の井戸、前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

平成26年度の測定地点は、別表2「概況調査（ローリング方式）測定地点一覧表」のとおりとする。

イ 概況調査（定点方式）

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等における汚染の可能性が高い地域、若しく

は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定し調査する。

平成26年度の測定地点は、別表3「概況調査（定点方式）測定地点一覧表」のとおりとする。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等の結果、新たに環境基準を超過した場合及び環境基準超過の可能性が高い場合に、汚染範囲が確認できるように選定して調査する。

エ 継続監視調査

(ア) 環境基準を超過して汚染井戸周辺地区調査を実施した地区内の井戸を経年的なモニタリング地点として選定し、継続的な監視を行う。

(イ) 概況調査等の結果、環境基準以下の汚染が認められた井戸（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素については対象外）について、継続的な監視を行う。

(備考) 上記(ア)について、3年間連続して環境基準以下の調査地区については代表地点（地区内で最後まで高濃度であった地点等）を残し、調査の終了について検討する。

さらに、代表地点について3年間連続して報告下限値未満（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の3物質については環境基準以下）であった場合は、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が報告下限値未満であることを確認した上で、調査の終了について検討する。

また、上記(イ)について、3年間連続して報告下限値未満であった場合は調査の終了について検討する。

6 測定項目

(1) 概況調査（ローリング方式）

未把握の地下水汚染の発見を目的とするため、測定項目は、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）の別表の項目の欄に掲げる項目（以下「環境基準項目」という。）の全項目（ただし、アルキル水銀は総水銀が報告下限値以上の場合に測定する。）とする。

(2) 概況調査（定点方式）

測定項目は、環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜、選定する。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

測定項目は、環境基準を超えた項目及び環境基準超過の可能性が高い項目とする。

ただし、環境基準を超えた項目がトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリクロロエタンのいずれかの場合は、これらの3項目と、状況に応じて1,1,2-トリクロロエタンも測定するものとし、汚染地区の状況に応じてこれらの分解生成物質（1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）も測定するものとする。

なお、塩化ビニルモノマーについては分解生成前の前駆物質である1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンの環境基準超過状況等を勘案のうえ測定項目としての検討を行う。

(4) 継続監視調査

測定項目は、汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

ただし、環境基準を超えた項目がトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1,1-トリ

クロロエタンのいずれかの場合は、これらの3項目と、状況に応じて1,1,2-トリクロロエタンも測定するものとし、汚染地区の状況に応じてこれらの分解生成物質（1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）も測定するものとする。

なお、塩化ビニルモノマーについては分解生成前の前駆物質である1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンの環境基準超過状況等を勘案のうえ測定項目としての検討を行う。

また、自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に測定項目から除外する。

7 測定方法

(1) 測定方法は、別表5「測定方法及び報告下限値」のとおりとする。

(2) 測定時期は、別表2、別表3及び別表4に掲げる月に実施するものとする。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、汚染を発見後できるだけ速やかに実施するものとする。

8 測定結果の評価

測定結果は、別表6「地下水の水質汚濁に係る環境基準（地下水の汚染の有無の判断基準）」により、汚染の「有無」及び「環境基準超過」について評価するものとする。

9 測定結果の報告

(1) 測定の結果は、「地下水質調査結果に係る記録媒体による報告方法について」に基づき入力を行い、電子ファイルにより、当該年度の1月末日までに福島県生活環境部長あて報告するものとする。

(2) 測定の結果、報告下限値以上の値を検出した場合は、地下水の水質測定結果表（報告下限値以上の値を検出した場合）により速やかに福島県生活環境部長あて報告するものとする。

ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びぼう素の3物質については、環境基準値を超過して検出された場合に報告するものとする。

10 公表

福島県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、平成26年度地下水の水質測定計画による測定結果を平成27年度中に公表するものとする。

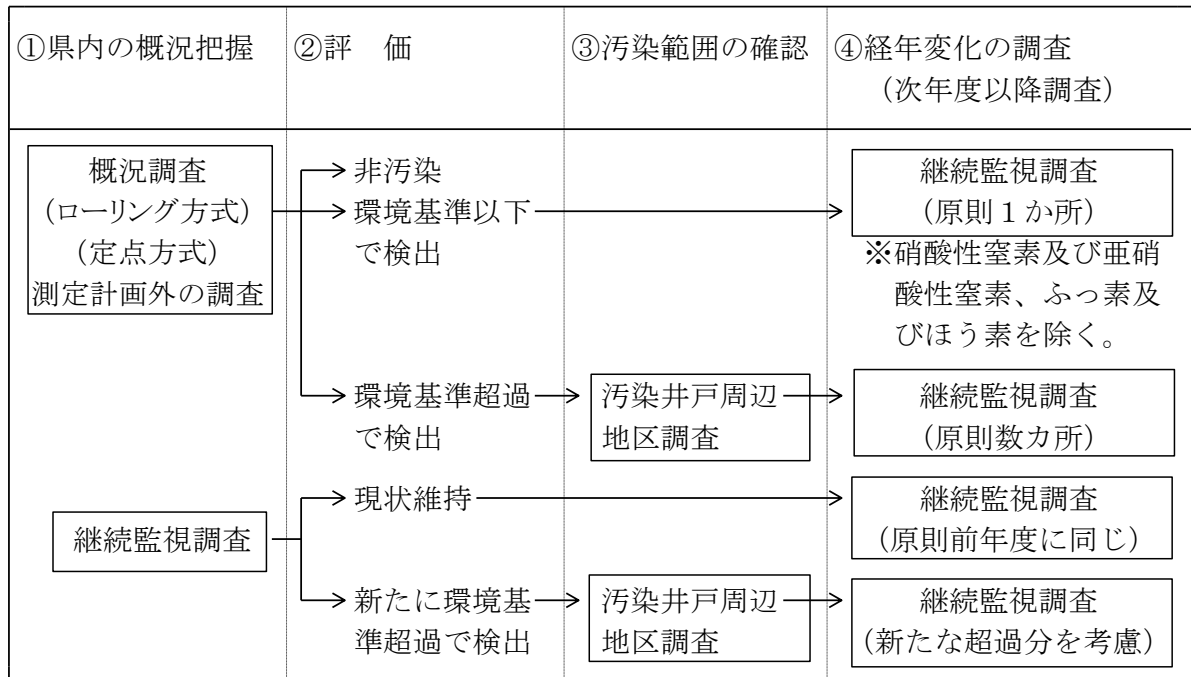
11 その他

~~(1) 本計画に定めのない細部事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。~~

~~(2) 放射性物質に係る平成24年度のモニタリングの実施状況は、参考として巻末に記載したとおりであり、平成25年度もこれに準じる。~~

12 参考

地下水の水質調査の流れ



別表 1

平成26年度地下水の水質測定地点数

1 概況調査

測定地点数 測定機関	調査の種類		合計
	ローリング方式	定点方式	
福島県	20	19	39
福島市	1	2	3
郡山市	2	4	6
いわき市	5	4	9
合計	28	29	57

2 継続監視調査

測定地点数 測定機関	汚染の状況		合計
	過去において環境基準を超過した地区(※1)	環境基準以下の汚染が認められた地区	
福島県	106	20	126
福島市	34	1	35
郡山市	20	0	20
いわき市	4	0	4
合計	164	21	185

※1 別表4の「地点(地区)名」が「～周辺地区」となっているもの

概況調査（ローリング方式） 測定地点一覧表

メッシュ No.	市町村名	地点（地区）名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び	ふつ素	ほう素	1、4-ジオキサソ	
15	植葉町	太谷	1	5	相双振・環境C																										
18	いわき市	平原高野	1	6	いわき市C																										
19	いわき市	平豊間	1	6	いわき市C																										
21	南相馬市	鹿島区上筋	1	5	相双振・環境C																										
23	葛尾村	落合	1	9	相双振・環境C																										
25	川内村	上川内	1	9	相双振・環境C																										
29	いわき市	内郷高野町	1	6	いわき市C																										
33	川俣町	飯坂	1	9	県北振・環境C																										
34	二本松市	田沢	1	9	県北振・環境C																										
36	田村市	常葉町堀田	1	7	県中振・環境C																										
37	小野町	小野新町	1	9	県中振・環境C																										
39	いわき市	三和町中寺	1	6	いわき市C																										
40	いわき市	遠野町入遠野	1	6	いわき市C																										
46	二本松市	東神殿	1	9	県北振・環境C																										
47	田村市	船引町新館	1	7	県中振・環境C																										
50	平田村	上蓬田	1	9	県中振・環境C																										
55	福島市	下島渡	1	5	福島市																										
58	郡山市	逢瀬町多田野	1	7	郡山市C																										
65	埴町	植田	1	7	県南振・環境C																										
71	泉崎村	北平山	1	7	県南振・環境C																										
76	郡山市	西田町鬼生田	1	7	郡山市C																										
81	白河市	旅宿大久保	1	7	県南振・環境C																										
84	会津若松市	湊町	1	7	会津振・環境C																										
89	喜多方市	閑柴町	1	7	会津振・環境C																										
93	下郷町	白岩	1	7	南会津振・環境C																										
100	柳津町	藤	1	9	会津振・環境C																										
101	三島町	桑原	1	9	会津振・環境C																										
109	只見町	布沢	1	5	南会津振・環境C																										

(注) 測定機関は、略称を示す。測定機関の名称及び略称は次のとおりである。別表3、別表4についても同じ。

- ① 福島県県北地方振興局（県北振）
- ② 福島県県中地方振興局（県中振）
- ③ 福島県県南地方振興局（県南振）
- ④ 福島県会津地方振興局（会津振）
- ⑤ 福島県南会津地方振興局（南会津振）
- ⑥ 福島県相双地方振興局（相双振）
- ⑦ 福島県環境センター（環境C）
- ⑧ 福島市環境課（福島市）
- ⑨ 郡山市環境保全センター（郡山市C）
- ⑩ いわき市環境監視センター（いわき市C）

概況調査（定点方式） 測定地点一覧表

計画No.	市町村名	地点（地区）名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1, 4-ジオキサソ				
1	福島市	北中央	1	6	福島市																															
2	福島市	松川町	1	6	福島市																															
3	会津若松市	真宮新町	1	4	会津振・環境C																															
4	会津若松市	町北町	1	5	会津振・環境C																															
5	郡山市	富田町	1	6	郡山市C																															
6	郡山市	向河原	1	6	郡山市C																															
7	郡山市	西ノ内二丁目	1	6	郡山市C																															
8	郡山市	安積町笹川	1	6	郡山市C																															
9	いわき市	勿来	1	6	いわき市C																															
10	いわき市	好間町小谷作	1	6	いわき市C																															
11	いわき市	瀬戸町	1	6	いわき市C																															
12	いわき市	山田町	1	6	いわき市C																															
13	白河市	屋敷添	1	5	県南振・環境C																															
14	須賀川市	大町	1	11	県中振・環境C																															
15	須賀川市	堀込	1	11	県中振・環境C																															
16	須賀川市	横山町II周辺地区	1	9	県中振・環境C																															
17	須賀川市	横山町IV	1	9	県中振・環境C																															
18	喜多方市	豊川町I	1	7	会津振・環境C																															
19	喜多方市	豊川町II	1	7	会津振・環境C																															
20	相馬市	柚木	1	7	相双振・環境C																															
21	南相馬市	原町区高見町	1	7	相双振・環境C																															
22	南相馬市	原町区牛来	1	7	相双振・環境C																															
23	南相馬市	原町区小浜	1	7	相双振・環境C																															
24	本宮市	白岩	1	7	県北振・環境C																															
25	川俣町	賤ノ田	1	5	県北振・環境C																															
26	南会津町	中荒井	1	7	南会津振・環境C																															
27	西郷村	長坂	1	5	県南振・環境C																															
28	西郷村	小田倉	1	5	県南振・環境C																															
29	石川町	坂路	1	5	県中振・環境C																															

継続監視調査 測定地点一覧表

計画 No.	市町村名	地点(地区)名	測定回 数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタ	1、1、1-トリクロロエタ	1、1、2-トリクロロエタ	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、1、1、1-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1、4-ジオキサン			
1		笹木野周辺地区	1	5	福島市																															
2		渡利周辺地区1	1	8	福島市																															
3		渡利周辺地区2	1	8	福島市																															
4		渡利周辺地区3	1	8	福島市																															
5		渡利周辺地区4	1	8	福島市																															
6		瀬上町I周辺地区1	1	7	福島市																															
7		瀬上町I周辺地区2	1	7	福島市																															
8		瀬上町I周辺地区3	1	7	福島市																															
9		瀬上町I周辺地区4	1	7	福島市																															
10		上島渡周辺地区1	1	8	福島市																															
11		上島渡周辺地区2	1	8	福島市																															
12		上島渡周辺地区3	1	8	福島市																															
13		上島渡周辺地区4	1	8	福島市																															
14		上島渡周辺地区5	1	8	福島市																															
15		郷野目周辺地区1	1	6	福島市																															
16		郷野目周辺地区2	1	6	福島市																															
17		郷野目周辺地区3	1	6	福島市																															
18		郷野目周辺地区4	1	6	福島市																															
19		佐倉周辺地区	1	8	福島市																															
20		泉I周辺地区1	1	5	福島市																															
21		泉I周辺地区2	1	5	福島市																															
22		泉I周辺地区3	1	5	福島市																															
23		泉II周辺地区	1	5	福島市																															
24		笹谷I周辺地区1	1	7	福島市																															
25		笹谷I周辺地区2	1	7	福島市																															
26		笹谷I周辺地区3	1	7	福島市																															
27		笹谷I周辺地区4	1	7	福島市																															
28		笹谷I周辺地区5	1	7	福島市																															
29		笹谷II	1	5	福島市																															
30		飯坂町周辺地区	1	5	福島市																															
31		明治I周辺地区	1	5	福島市																															
32		明治II周辺地区	1	5	福島市																															
33		黒岩III周辺地区1	1	9	福島市																															
34		黒岩III周辺地区2	1	9	福島市																															
35		黒岩III周辺地区3	1	9	福島市																															
36		城西周辺地区	1	4	会津振・環境C																															
37	会津若松市	門田町飯寺II周辺地区	1	4	会津振・環境C																															
38		新横町周辺地区	1	12	会津振・環境C																															
39		門田町吉周辺地区1	1	9	会津振・環境C																															

継続監視調査 測定地点一覧表

計画 No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1-トリクロロエタ	1, 1, 1-トリクロロエタ	1, 1, 2-トリクロロエタ	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 8-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサ		
40		門田町日吉周辺地区2	1	9	会津振・環境C																														
41		門田町日吉周辺地区3	1	9	会津振・環境C																														
42		大町周辺地区	1	4	会津振・環境C																														
43		川原町周辺地区1	1	1	会津振・環境C																														
44		川原町周辺地区2	1	1	会津振・環境C																														
45		川原町周辺地区3	1	1	会津振・環境C																														
46		川原町周辺地区4	1	1	会津振・環境C																														
47		川原町周辺地区5	1	1	会津振・環境C																														
48		川原町周辺地区6	1	1	会津振・環境C																														
49		扇町周辺地区1	1	5	会津振・環境C																														
50		扇町周辺地区2	1	5	会津振・環境C																														
51		扇町周辺地区3	1	5	会津振・環境C																														
52		扇町周辺地区4	1	5	会津振・環境C																														
53		一箕町八幡	1	1	会津振・環境C																														
54		東長原I周辺地区1	1	10	会津振・環境C																														
55		東長原I周辺地区2	1	10	会津振・環境C																														
56		東長原II周辺地区1	1	10	会津振・環境C																														
57		東長原II周辺地区2	1	10	会津振・環境C																														
58		東長原II周辺地区3	1	10	会津振・環境C																														
59		門田町一ノ堰	1	11	会津振・環境C																														
60		湊町原新橋周辺地区	1	9	会津振・環境C																														
61		向河原町周辺地区	1	11	郡山市C																														
62		田村町徳定周辺地区	1	4	郡山市C																														
63		笹川周辺地区1	1	11	郡山市C																														
64		笹川周辺地区2	1	11	郡山市C																														
65		笹川周辺地区3	1	11	郡山市C																														
66		笹川周辺地区4	1	11	郡山市C																														
67		富久山町福原周辺地区1	1	7	郡山市C																														
68		外河原周辺地区1	1	4	郡山市C																														
69		外河原周辺地区2	1	4	郡山市C																														
70		外河原周辺地区3	1	4	郡山市C																														
71		外河原周辺地区4	1	4	郡山市C																														
72		外河原周辺地区7	1	4	郡山市C																														
73		熱海町中山周辺地区	1	7	郡山市C																														
74		栄町周辺地区	1	11	郡山市C																														
75		昭和周辺地区	1	11	郡山市C																														
76		待池台周辺地区	1	11	郡山市C																														
77		喜久田町堀之内周辺地区	1	7	郡山市C																														
78		富久山町福原周辺地区	1	7	郡山市C																														
79		田村町徳定周辺地区1	1	7	郡山市C																														
80		富田町周辺地区	1	7	郡山市C																														

継続監視調査 測定地点一覧表

計画 No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1-トリクロロエタ	1, 1, 1-トリクロロエタ	1, 1, 2-トリクロロエタ	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 8-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサソ				
119	二本松市	宮戸	1	5	県北振・環境C										○																					
120	田村市	上大越周辺地区	1	7	県中振・環境C																															
121		久保周辺地区	1	7	県中振・環境C																															
122		大町周辺地区1	1	7	相双振・環境C							○																								
123	南相馬市	大町周辺地区2	1	7	相双振・環境C																															
124		大町周辺地区3	1	7	相双振・環境C																															
125		本町周辺地区	1	7	県北振・環境C																															
126		南本町周辺地区	1	7	県北振・環境C																															
127		細谷周辺地区	1	7	県北振・環境C																															
128	伊達市	柏町西町周辺地区	1	7	県北振・環境C																															
129		8丁目中周辺地区	4	7	県北振・環境C																															
130		大石周辺地区1	1	8	県北振・環境C																															
131		大石周辺地区2	1	8	県北振・環境C																															
132		糠沢I周辺地区1	1	12	県北振・環境C																															
133		糠沢I周辺地区2	1	12	県北振・環境C																															
134		糠沢I周辺地区3	1	12	県北振・環境C																															
135		糠沢I周辺地区4	1	12	県北振・環境C																															
136		糠沢I周辺地区5	1	12	県北振・環境C																															
137	本宮市	糠沢II周辺地区	1	9	県北振・環境C							○																								
138		糠沢IV周辺地区	1	12	県北振・環境C																															
139		和田周辺地区	1	12	県北振・環境C																															
140	桑折町	最屋	1	12	県北振・環境C							○																								
141		成田周辺地区	1	5	県北振・環境C																															
142		八反田周辺地区1	1	8	県北振・環境C																															
143	川俣町	八反田周辺地区2	1	8	県北振・環境C																															
144		山木屋周辺地区	1	4	県北振・環境C							○																								
145	大玉村	玉井周辺地区	1	12	県北振・環境C																															
146		大山周辺地区	1	12	県北振・環境C																															
147	只見町	蒲生	1	5	南会津振・環境C																															
148	南会津町	田島周辺地区	1	4	南会津振・環境C																															
149		関本(旧:糸沢)周辺地区	1	10	南会津振・環境C																															
150	西会津町	野沢I周辺地区	1	11	会津振・環境C																															
151	磐梯町	大谷周辺地区	1	4	会津振・環境C							○																								
152	会津美里町	山瀬周辺地区	1	8	会津振・環境C																															
153	西郷村	高田	1	11	会津振・環境C																															
154		小田倉周辺地区	1	7	県南振・環境C																															

継続監視調査 測定地点一覧表

計画 No.	市町村名	地点(地区)名	測定回数	測定月	測定機関	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀・アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン	1, 1-トリクロロエタ	1, 1, 1-トリクロロエタ	1, 1, 2-トリクロロエタ	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 1, 1, 2-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	1, 4-ジオキサソ				
154		泉崎周辺地区	1	7	県南振・環境C								○		○	○	○	○	○	○	○	○	○														
155		踏瀬I周辺地区1	1	10	県南振・環境C																																
156	泉崎村	踏瀬I周辺地区2	1	10	県南振・環境C																																
157		踏瀬II周辺地区	1	7	県南振・環境C																																
158		太田川周辺地区	1	11	県南振・環境C																																
159	中島村	清津周辺地区	1	4	県南振・環境C						○																										
160		堰の上周辺地区	1	11	県南振・環境C																																
161	矢吹町	堀八幡周辺地区	1	7	県南振・環境C																																
162		岡田周辺地区1	1	10	県南振・環境C								○																								
163	棚倉町	岡田周辺地区2	1	10	県南振・環境C																																
164		戸中	1	7	県南振・環境C						○																										
165	矢祭町	宝坂周辺地区	1	9	県南振・環境C																																
166	石川町	古舘地区	1	5	県中振・環境C								○																								
167	玉川村	竜崎II	1	7	県中振・環境C							○																									
168		浅川I周辺地区	1	5	県中振・環境C																																
169	浅川町	浅川II再辺地区1	4	9	県中振・環境C																																
170		浅川II周辺地区1	1	5	県中振・環境C																																
171		浅川III	1	5	県中振・環境C																																
172		山崎周辺地区1	1	7	県中振・環境C								○																								
173		山崎周辺地区2	1	7	県中振・環境C								○																								
174	三春町	御祭周辺地区1	1	7	県中振・環境C																																
175		御祭周辺地区2	1	7	県中振・環境C																																
176		斎藤周辺地区1	1	7	県中振・環境C																																
177	小野町	斎藤周辺地区2	1	7	県中振・環境C																																
178	小野町	夏井	1	9	県中振・環境C																																
179	広野町	折木	1	5	相双振・環境C						○																										
180		上川内周辺地区1	1	9	相双振・環境C																																
181	川内村	上川内周辺地区2	1	9	相双振・環境C																																
182		上川内周辺地区3	1	9	相双振・環境C																																
183		上川内周辺地区4	1	9	相双振・環境C																																
184	葛尾村	落合周辺地区	1	9	相双振・環境C																																
185	新地町	駒ヶ嶺I周辺地区	1	7	相双振・環境C																																
186	飯館村	飯館周辺地区	1	5	相双振・環境C																																

測定方法及び報告下限値

項 目	測定方法	表 示 方 法				
		単 位	報 告 下 限 値	報告下限 値未満の 記載方法	有効数字 最大桁数	有効数字 の最小の位
カドミウム	告示に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下4桁
全シアン	告示に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1	2桁	小数点以下1桁
鉛	告示に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁
六価クロム	告示に掲げる方法	mg/L	0.02	<0.02	2桁	小数点以下2桁
ひ素	告示に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁
総水銀	告示に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
アルキル水銀	告示に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
P C B	告示に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
ジクロロメタン	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
四塩化炭素	告示に掲げる方法	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
塩化ビニルモノマー	告示に掲げる方法	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
1,2-ジクロロエタン	告示に掲げる方法	mg/L	0.0004	<0.0004	2桁	小数点以下4桁
1,1-ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
1,2-ジクロロエチレン	次項の測定方法により測定したシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。	mg/L	0.004	<0.004	2桁	小数点以下3桁
シス-1,2-ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
トランス-1,2-ジクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
1,1,1-トリクロロエタン	告示に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
1,1,2-トリクロロエタン	告示に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
トリクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
テトラクロロエチレン	告示に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005	2桁	小数点以下4桁
1,3-ジクロロプロペン	告示に掲げる方法	mg/L	0.0002	<0.0002	2桁	小数点以下4桁
チウラム	告示に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006	2桁	小数点以下4桁
シマジン	告示に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003	2桁	小数点以下4桁
チオベンカルブ	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
ベンゼン	告示に掲げる方法	mg/L	0.001	<0.001	2桁	小数点以下3桁
セレン	告示に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002	2桁	小数点以下3桁
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次項の測定方法により測定した硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、同様に測定した亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	mg/L	0.2	<0.2	2桁	小数点以下1桁
硝酸性窒素	告示に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1	2桁	小数点以下1桁
亜硝酸性窒素	告示に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1	2桁	小数点以下1桁
ふっ素	告示に掲げる方法	mg/L	0.08	<0.08	2桁	小数点以下2桁
ほう素	告示に掲げる方法	mg/L	0.02	<0.02	2桁	小数点以下2桁
1,4-ジオキサン	告示に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005	2桁	小数点以下3桁

(注1) 告示とは、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号（最新改正：平成24年5月23日付け環境省告示第85号）をいう。

(注2) 2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、有効数字の桁数処理(切り捨て)を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

別表 6

地下水の水質汚濁に係る環境基準(地下水の汚染の有無の判断基準)

〔地下水の水質汚濁に係る環境基準について(抜粋)平成9年3月13日付け環境庁告示第10号(最新改正:平成24年5月23日付け環境省告示第85号)〕

項 目	環 境 基 準	判 断 基 準
カドミウム	0.003 mg/L以下	検出されないこと
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下	検出されないこと
六価クロム	0.05 mg/L以下	検出されないこと
砒素	0.01 mg/L以下	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/L以下	検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	検出されないこと
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	検出されないこと
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	検出されないこと
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	検出されないこと
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	検出されないこと
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	検出されないこと
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	検出されないこと
チウラム	0.006 mg/L以下	検出されないこと
シマジン	0.003 mg/L以下	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	検出されないこと
ベンゼン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
セレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	検出されないこと
ふっ素	0.8 mg/L以下	検出されないこと
ほう素	1 mg/L以下	検出されないこと
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	検出されないこと

(備考)

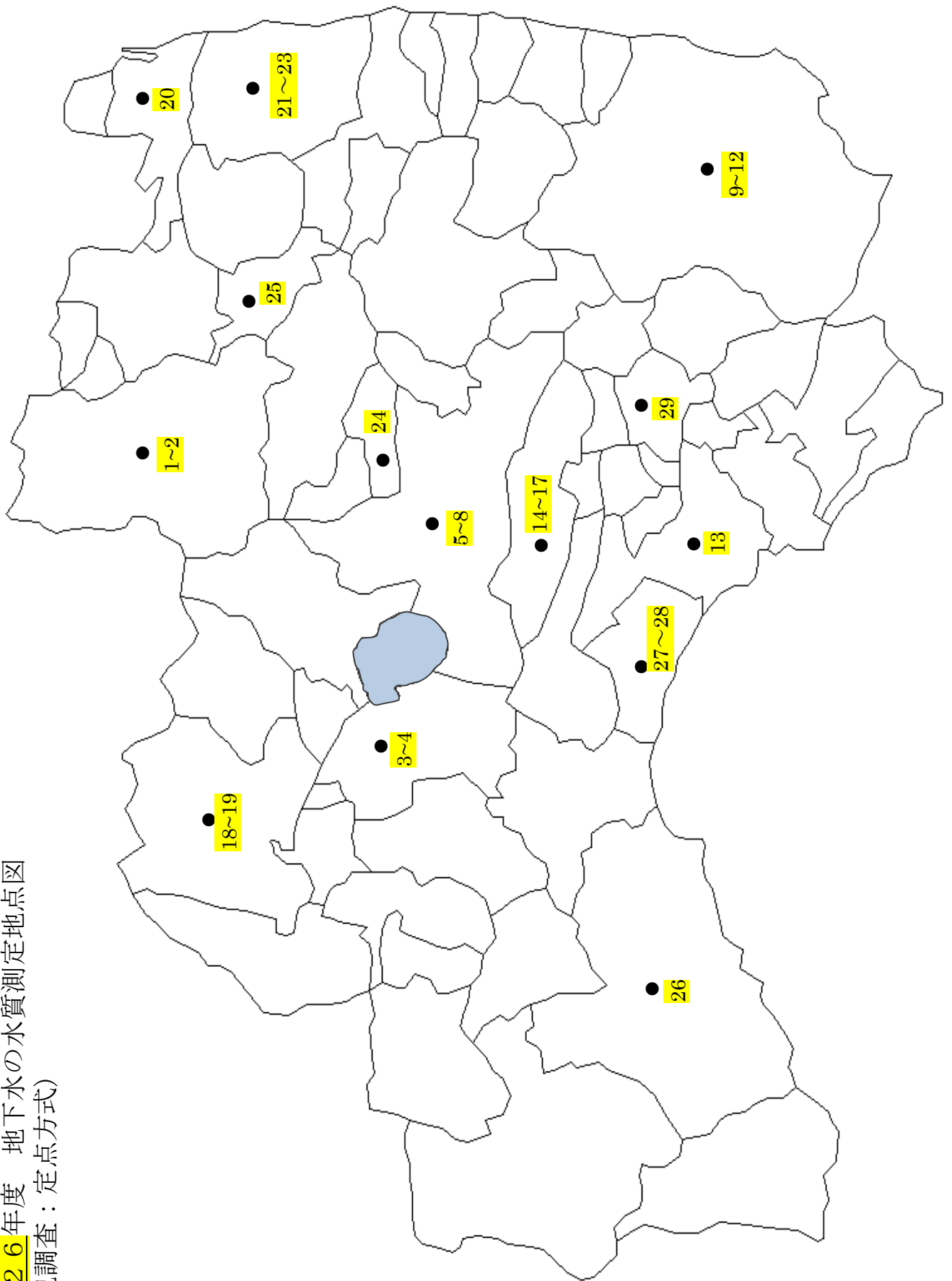
- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 汚染の有無の判断基準は、平成9年3月13日付け環境省告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

地下水の水質測定結果表

(報告下限値以上の値を検出した場合)

1	調 査 区 分	ローリング・定点・継続監視・その他	計画番号	
2	地 点 (地 区) 名			
3	井戸名(所有者等)			
4	井 戸 所 在 地	市・町・村		
5	井 戸 深 度 (m)			
6	浅井戸深井戸の別	浅井戸・深井戸・不明		
7	井 戸 の 用 途			
8	上 水 道 の 接 続	有・無		
9	採 水 年 月 日			
10	検 出 項 目			
11	測 定 値			
<p>(具体的な状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染発見の経緯 ・汚染原因の推定 ・(推定)汚染原因者(事業者名、事業内容等) ・(推定)汚染原因者への指導状況 ・浄化対策の実施状況 ・過去の測定結果 ・井戸所有者及び周辺住民への対応状況 <p style="text-align: center;">等</p>				

平成26年度 地下水の水質測定地点図
(概況調査：定的方式)



平成26年度 地下水の水質測定地点図
(継続監視調査)

